

2022-3

別冊

# 令和3年度事業報告書

## 資料集

自 令和 3年 4月 1日  
至 令和 4年 3月31日

一般社団法人 三重県トラック協会

## 目 次

1. 会員の入退会状況	1
2. 令和3年度 主な実施事業	2
3. 各表彰受賞者一覧	4
4. 令和4年度税制改正／予算に関する要望と結果	7
5. 調査資料	
① 経営分析	13
② 賃金実態	18
③ 軽油価格調査	24
6. 適正化事業実施機関事業報告	25
7. その他情報	
① 三重県の自動車保有台数	29
② 交通事故統計表	30
③ 令和3年度の情報提供	31

# 1. 会員の入退会状況

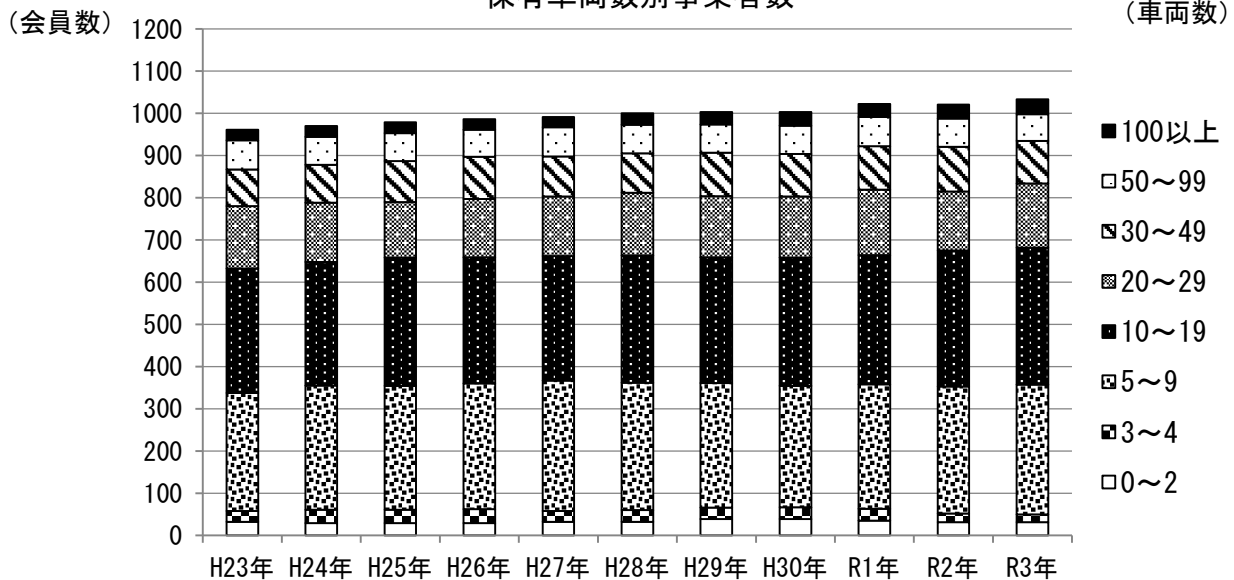
※本年度の 入会会員名、退会会員名 については通常総会議題（本冊）に記載しています。

支部	期首 会員数	入会	退会	支部間移動		期末 会員数
				転出	転入	
桑員	104	1	1	0	0	104
北勢	290	7	0	0	1	298
鈴鹿	164	5	2	1	0	166
津	121	2	1	0	0	122
松阪	127	0	1	0	0	126
南勢	70	2	1	0	0	71
伊賀	92	3	2	0	0	93
紀北	23	0	0	0	0	23
南紀	8	0	0	0	0	8
旧営業区域のみ	5	0	0	0	0	5
利用運送事業	17	0	0	0	0	17
合計	1,021	20	8	1	1	1,033

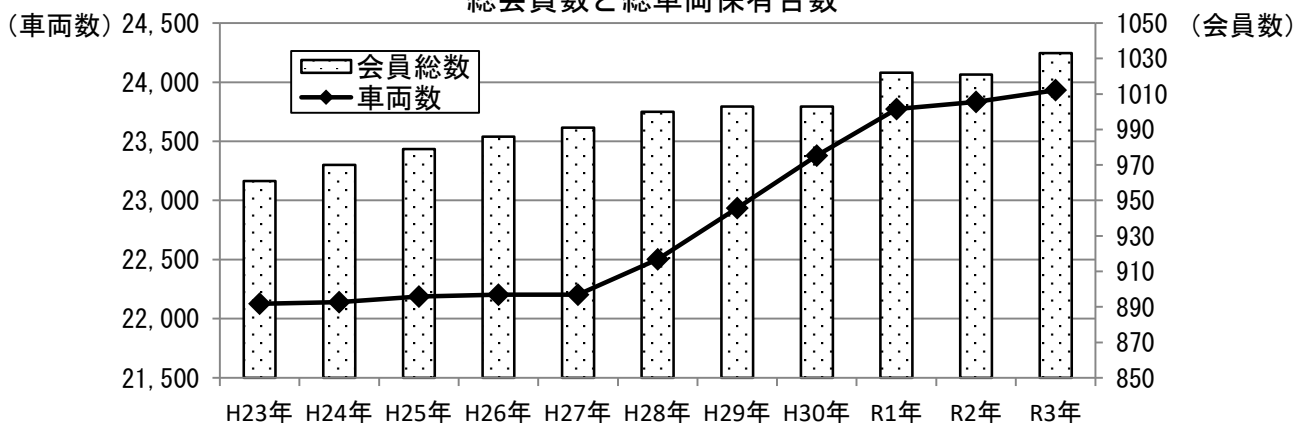
## 会員事業者数と保有車両数の推移

保有車両数	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
0～2	32	29	29	29	32	32	39	39	35	31	31
3～4	26	32	32	33	26	28	27	28	28	21	19
5～9	279	294	293	298	309	302	295	287	295	301	307
10～19	295	293	304	299	295	301	298	304	306	322	325
20～29	148	140	132	138	141	149	145	145	155	140	152
30～49	87	90	97	100	95	93	103	101	103	106	101
50～99	69	66	66	64	69	68	67	67	69	67	63
100以上	25	26	26	25	24	27	29	32	31	33	35
会員総数	961	970	979	986	991	1000	1,003	1,003	1,022	1,021	1,033
車両数	22,126	22,139	22,187	22,203	22,203	22,502	22,935	23,380	23,773	23,833	23,932

保有車両数別事業者数



総会員数と総車両保有台数



## 2. 令和3年度 主な実施事業

項目	内 容	
<b>交通安全対策</b>	①適性診断受診 一般2,633名 初任1,679名 ②運行管理者講習 ③運輸安全マネジメント講習 1名 ④運転記録証明交付 14,639名 ⑤交通安全チャレンジ123参加 4,677名 ⑥EMS機器導入 633台	適齢367名 カウンセリング34名 一般1,397名 基礎 495名 ⑦ドライブレコーダー機器導入 502台 ⑧安全装置等導入助成(バックカメラ) 457台 ⑨可動式突入防止装置導入 8台
啓発	①交通安全運動推進 チラシ配布 ②正しい運転明るい輸送運動 ③車両用フロントマスクの配布 ④交通安全幟の配布 (営業所×幟2枚) ⑤SafetyDrive大判ステッカー+カレンダー ⑥運輸安全マネジメントの取り組み啓発 ⑦年未年始の安全総点検 ⑧交通安全教室開催支援 ⑨新小学1年生への下敷き配布 ⑩テレビ、ラジオによるPR活動 ⑪蛍光反射タスキの贈呈(警察署) ⑫飲酒運転防止啓発	年4回 春/夏/秋/年末 各期の安全運動告知チラシ配布 安全運転と正しい積載 確かな荷締PR 交通安全 環境を守ろうノーポイ宣言 安全宣言200days取組ツール 新規事業者へマネジメントボードの配布 総点検表の配布・報告 桑員支部 17,000枚 三重テレビ、FM三重、イオンシネマ 交通安全 2,000本 R3.8.30三重県警と合同開催
教育 研修 行事 その他	①中部トラック研修センター等の活用 ②トラックドライバーコンテスト(中止) ③街頭パトロール等の活動 ④事故防止セミナー ⑤安全宣言200days ⑥整備管理者研修 協力 ⑦初任運転者特別指導(初任ドライバー研修) ⑧社内講師育成講座 3回講座 <small>社内講師育成講座 3回中の1回目は令和2年度実施</small> ⑨特殊車両通行許可講習(オンライン申請) ⑩原価計算セミナー ⑪特殊車両通行許可質疑応答会	利用者 88名 支部活動協力 高速安協活動協力 53名(2回) 四日市 115社 3369名参加 選任前 185名 選任後582名 津・四日市 92名(4回)Eラーニング 名 2回目 24名 四日市、3回目 19名 津 13名 津 49名(2回) 津 1名 津
<b>環境対策</b>	①近代化融資(ポスト新長期車購入融資) ②低公害車導入助成 ③ポスト新長期規制適合車導入助成 ④アイドリングストップの為の機器助成 蓄熱マット、毛布4枚 ⑤省エネ走行研修助成 ⑥ISO14001、グリーン経営取得継続助成	45社 55台 ハイブリット車 5台 156台 蓄冷機、蓄熱・温水機49台 57名 近代化対策事業に記載
啓発	①アイドリングストップ、ノーポイ運動幟 ②アイドリングストップ宣言ステッカー ③クリーンアップ地域活動支援 ④テレビ・ラジオによるPR活動	交通安全幟と併用 環境にやさしいトラック輸送 取組ツール 三重テレビ、FM三重、イオンシネマ
教育 研修 その他	①トラックの日 ②不正軽油使用防止活動 ③環境にやさしいトラック輸送 ④グリーン経営認証取得セミナー	6支部141名 52社 1455両 取り組み宣言 中部運輸局主催セミナーを周知

項目	内 容	
<b>近代化 対策</b>	①近代化融資(一般融資) 8社 8件 ②支部研修事業助成 2回 ③運転資金等一部利子補給 229件 ④信用保証料助成 34件	⑤上位免許取得促進助成 197件 ⑥安全衛生法資格取得支援助成 204件 ⑦ISO14001他(取得・継続)助成 13社 ⑧グリーン経営(取得・継続)助成 26社 ⑨働きやすい職場認証制度助成 10社
情報 提供 調査	①広報とらつく 全ト協より 月2回無料配布 ②定期発送による情報提供 毎月1回 ③交付金による各種助成事業の広報	④事業報告書・事業実績報告書 経営分析 ⑤燃料価格調査 4ヶ月毎に報告 ⑥WebKIT情報提供 求荷求車情報ネット
教育 研修 その他	①国交省・標準的な運賃届出の促進 ②新入社員研修 ③運行管理者試験対策講座 ④標準運賃を活用した原価セミナー(2日間) ⑤引越事業者優良認定制度説明会 ⑥引越基本講習 ⑦引越管理者講習 ⑧女性部会各種会議	会員相談と届出促進について対応 19名 津 8月試験分 54名 3月試験分82名 基礎 25名 津 実践活用 24名 津 youtube配信 5名 津 10名 津 全体会議1回 ミーティング2回
<b>労働対策</b>	①SAS検査・突発性運転不能障害疾患検査 721名	②健康診断受診 7,361名
啓発	①労働保険収支改善運動 ②テレビ、ラジオによるPR活動 ③労働時間短縮に係る荷主啓発 ④標準運賃活用、荷主・会員啓発 ⑤トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会	全ト協と共催 全国一斉 4/1~3/31 三重テレビ、FM三重、イオンシネマ 計画出荷・安全な輸送時間を確保・待機時間の削減 標準的な運賃、待機削減・積卸・附帯業務の料金
教育 研修 情報 提供	①過労死等防止・健康起因事故防止セミナー ②働きやすい職場認証取得セミナー ③働き方改革への対応と労働時間管理セミナー ④運送事業賃金労働時間データ集 ⑤労務+経営セミナー ⑥健康管理セミナー	24名 四日市 15名 津 18名 四日市 Web配信5回+全ト協セミナー1回  10名 津 ZOOM聴講39名 津 27名 津
<b>税制金融</b>	①トラック税制の基礎知識	②関係機関への陳情活動
<b>適正化 事業</b> 巡回 パトロール	①事業所巡回指導 ②新規巡回・労働時間特別巡回(内数) ③適正化事業街頭パトロール	319社 新規8社 労働時間労基通報1社 不法駐車・所在不明事業者調査
啓発事業	①過積載防止荷主啓発チラシ ②テレビ、ラジオ、映画館によるPR活動	過積載防止対策連絡会議参画 三重テレビ、FM三重、イオンシネマ
教育研修 その他 行事等	①新規事業者指導 ②個別指導・相談 ③物流セミナー(会場+Web)) ④安全性優良事業所認定 説明会 (Web) ⑤安全性優良事業所 Gマーク認定 ⑥その他 補完事業など	支局講習会(中止)+通年都度実施 通年相談業務 都度実施 会場24名、Web42名  Web22名 申請受付(新規15、更新99)

項目	内 容	
<b>青年部会</b>	青年塾 ①令和3年6月5日 20名 「デジタルトランスフォーメーションについて」 ②令和3年12月11日 17名 「ディテイリング講習会」 ③令和4年3月12日 17名、Web15名 「こんまり流®オフィスの片づけ研修」	講師 株式会社フルバック 代表取締役 藤牧正浩 様  講師 大川運輸倉庫株式会社 代表取締役会長 大川浩子 様
<b>女性部会</b>	ミーティング 2回 活動打合せ 情報交換  全国研修会 令和3年9月24日 講演「明日の健康美」をかなえる食事 健康と美しさと食事について  中部研修会 令和3年11月19日 講演「銀座の流儀～銀座のママに学ぶ 人間力、女子力、ビジネス力」 ホステスの育成、客へのもてなしや	・Web連絡・リモート会議等の有効活用 スマホ/ZOOM/LINE勉強会 小グループ意見交換 ・次年度の取り組み等、意見交換  講師 株式会社明治 広報部 ダイレクト コミュニケーションG 佐々木冬子 様  講師 銀座クラブ稲葉 オーナーママ 白坂亜紀 様  思いやり、心、「粋」「一流」「できる人」
<b>その他</b>	①運行管理者 第1回試験 8月 7日～9月 5日 ②運行管理者 第2回試験 2月19日～3月20日	受験者数 562名 合格者数 161名 受験者数 555名 合格者数 188名
	運行管理者試験対策講座	津と四日市で開催

### 3. 各表彰受賞者一覧

※社名五十音順 /敬称略

トラック協会ならびに国土交通省関係の表彰を受賞されました。おめでとうございます。

#### ①三重県トラック協会運転者表彰規程に基づく表彰

令和3年6月16日

最優秀運転者	上野輸送 株式会社	村田 智弥
	日本梱包運輸倉庫 株式会社	柴垣 浩二
	ホンダ運送 株式会社	中野 博智
優秀運転者	池畑運送 株式会社	渡邊 孝行
	中川運輸 株式会社	伊藤 真人
	日本通運 株式会社	水谷 稔
	株式会社 宝輪	前田 恵二
	株式会社 ホンダロジスティクス	宮崎 美憲
優良運転者	池畑運送 株式会社	野田 達也
	久志本運輸 有限会社	久志本 満
	株式会社 小林運輸	岩崎 義典
	株式会社 小林運輸	山川 直哉

	三糧輸送 株式会社	川村 雅孝
	城田運送 株式会社	竹内 貫貴
	西濃運輸 株式会社	伊藤 彰啓
	西濃運輸 株式会社	長田 美彦
	中北運輸 株式会社	奥野 泰久
	中日本陸運 株式会社	大石 勝也
	日通三重自動車運送 株式会社	矢田 公夫
	福山通運 株式会社	渡辺 豊
	北勢運送 株式会社	伊藤 利幸
	北勢運送 株式会社	伊藤 壽芳
	株式会社 ホンダロジスティクス	浜西 正則
	マルケイ運輸 有限会社	西川 典孝
	三重海運 株式会社	中川 和彦
	株式会社 三重物流	永野 浩巳
	名鉄急配 株式会社	宮城 春敏
	菱化ロジテック 株式会社	大川 喜久雄

## ② 国土交通省関係表彰

### (1) 三重運輸支局長表彰

令和3年10月15日

事業役員	マルイ運送 株式会社	本多 弘明
運転者	有限会社 東経運輸	小関 賢一
	日本通運 株式会社	八田 浩一
	株式会社 ホンダロジスティクス	伊東 訓
その他従事者	長野第一物流 株式会社	池田 秀和

優良事業者(Gマーク)	阿倉川運送 株式会社 本社営業所	
	阿倉川物流 株式会社 本社営業所	
	F-LINE 株式会社 三重物流センター	
	カリツー 株式会社 三重いなべ営業所	
	株式会社 サンキュウ・トランスポート・中部 四日市営業所	
	ダイセル物流 株式会社 四日市営業所	
	多貴商運 株式会社 本社営業所	
	東電運輸 株式会社 本社営業所	
	東陽興業 株式会社 四日市営業所	
	有限会社 中野瀬物流 本社営業所	
	株式会社 日硝ハイウエー 津営業所	
	株式会社 ベスト・トランスポート 三重営業所	
	丸加運輸 株式会社 鈴鹿営業所	
	丸加運輸 株式会社 亀山営業所	

## (2) 中部運輸局長表彰

令和3年11月25日

団体役員	ミナミ運輸 有限会社	南 英雄
事業役員	有限会社 青山商店荷役	青山 修二
運転者	福山通運 株式会社	桐生 忠幸
その他従事者	白麦運輸 有限会社	正岡 才一郎
	株式会社 宝輪	木村 和子
	北勢運送 株式会社	児玉 浩和

## (3) 中部運輸局長表彰

令和3年11月22日

優良事業者(Gマーク)	アイサン物流 株式会社 本社営業所	
	三栄運輸 株式会社 本社営業所	
	中日本陸運 株式会社 本社営業所	

## (4) 自動車関係功労者大臣表彰

令和3年12月9日

事業役員	株式会社 暁興産	伊藤 平治郎
	株式会社 田中運輸	田中 義光
運転者	株式会社 スズカキャリアサービス	森下 秋郎

## ③全日本トラック協会関係表彰

## (1) 全日本トラック協会規程による表彰

令和4年3月3日

事業役員	中西総合運輸 株式会社	中西 理晃
団体役員	南郷運輸 有限会社	花尻 和典
その他従事者	日通三重自動車運送 株式会社	森蘭 亨
	北勢運送 株式会社	後藤 将
運転者	上野輸送 株式会社	清水 昌浩
	恵守商運 有限会社	稲垣 義博
	福山通運 株式会社	鈴木 孝治
	三重執鬼 株式会社	笹野 悟
団体職員	一般社団法人 三重県トラック協会	内藤 宏樹

## (2) 正しい運転明るい輸送運動表彰

令和4年3月3日

個人	丸山運送 株式会社	荒堀 健一
	安永運輸 株式会社	出口 直樹
事業所	深山運送 有限会社	

## (3) 優秀運転者顕章

令和3年12月2日

金十字章	11社 19名
銀十字章	17社 53名



## 4. 令和4年度 税制改正/予算に関する要望と結果

要望事項	令和4年度税制改正大綱の内容
1. 新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置	・新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置の延長については言及されなかった。
<b>2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等</b>	
(1)自動車関係諸税の簡素化・軽減	・国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うこととされた。
(2)自動車税における営自格差見直し反対	・自動車税における営自格差は堅持された。
(3)自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については言及されなかった。
<b>3. 特例措置の延長</b>	
(1)物流総合効率化法に基づく特例措置の延長	・割増償却率を8%（現行10%）に引き下げるなど、一部要件の変更等を行った上で、適用期限を2年延長する、とされた。
(2)少額資産即時償却の延長	・対象資産から取得価格が10万円未満の減額償却資産のうち、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、適用期限を2年延長するとされた。
(3)地方拠点強化税制の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一部要件の変更等を行った上で、適用期限を2年延長する、とされた。</li> <li>・雇用者数が増加した場合の税額控除制度について、一部要件の変更等を行った上で、適用期限を2年延長された。</li> </ul>
4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用について、要望については、言及されなかった。

## 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野において、深刻化する労働力不足に対応するため、デジタルトランスフォーメーション(DX)を通じた働き方改革を実現する必要があることから、物流総合効率化法に基づく認定計画により取得した事業用資産に係る特例措置について、新たな総合物流施策大綱を踏まえた所要の要件等の見直しを行った上で、2年間延長する。

**施策の背景** 労働力不足の深刻化、感染症流行の影響等により、物流を取り巻く環境がこれまでにない厳しいものとなるなか、物流総合効率化法により、引き続き、流通業務の一体的な実施と輸送の合理化事業を促進するとともに、更に物流DX関連機器の導入によるデジタル化の加速を図ることにより、環境負荷の低減に加え、より一層の流通業務の省力化を図る。



### 要望の結果

以下の措置を講じた上で、現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

- ・倉庫用建物等に係る割増償却率の見直し(10% → 8%)。
- ・新たな総合物流施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加する見直し。

### 特例措置の内容

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

- 【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間8%の割増償却。
- 【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2とする。
- 【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4とする。

## 令和4年度トラック関係施策に関する要望と令和3年度補正予算・令和4年度予算の主な内容

要望事項	令和3年度補正予算・令和4年度予算の主な内容
●道路関係要望事項	<b>1. 令和3年度補正予算</b> ○令和3年度補正予算については、令和3年12月20日に成立した。 (1)令和3年度末で期限を迎える、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした <b>高速道路料金</b> の大口・多頻度割引50%枠について、令和4年度末(令和5年3月末)まで継続するための予算として、 <b>77.6億円</b> が措置された。 (2)災害に強い <b>国土幹線道路ネットワーク</b> の機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び財政投融資を活用した <b>暫定2車線区間の4車線化</b> 、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等の実施のための予算として、 <b>1,657億円・財政投融資 3,000億円</b> が措置された。 (3)トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、荷役作業の効率化に資する <b>機器(テールゲートリフター、ユニック車、フォールドデッキ)</b> の導入支援のための予算として、 <b>1.4億円</b> が措置された。
●予算・施策関係要望事項	<b>2. 令和4年度予算</b> 令和4年度予算については、令和4年3月22日に成立した。 (○トラック運送事業関係) ①働き方改革の推進(トラック運送業の実態把握、DXを通じた調査、ホワイト物流推進運動等)(0.92億円) ②危機時等におけるトラック運送業の「強靱性の確保」(0.17億円) ③カーボンニュートラルに向けた輸送形態の構築(0.22億円) ④次世代自動車(NGTトラック、ハイブリッドトラック)普及促進(3.9億円の内数) ⑤事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等)支援推進事業(8.8億円の内数) ⑥健康起因事故防止対策の推進(スクリーニング検査普及に向けたモデル事業等)(0.55億円) ⑦物流生産性の向上(持続可能な物流体系構築支援事業、物流生産性向上促進調査事業)(0.50億円) ⑧低炭素型ディーゼルトラック導入補助、電気トラック導入補助(39.65億円)＜環境省連携事業＞ ⑨車両動態管理システム等の導入補助等(新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業を含む)(41.5億円)＜経済産業省連携事業＞
1. 高速道路料金等の引下げ	
2. 物流基盤の整備	
3. その他諸施策の推進	
1. 新型コロナウイルス感染症予算要望	
2. 働き方改革予算要望	
3. 環境・交通安全予算要望	
4. 施策要望	

(次ページへ続く)



# 令和4年度トラック関係施策に関する要望と令和3年度補正予算・令和4年度予算の主な内容

要望事項	令和4年度予算の主な内容
●道路関係要望事項	(○道路関係)
1. 高速道路料金等の引下げ	①財政投融資を活用した暫定2車線区間の4車線化（財政投融資資金 計5,000億円） ※令和3年度補正3,000億円、令和4年度当初予算2,000億円
2. 物流基盤の整備	②災害時における人流・物流の確保（6,869億円の内数） ※令和3年度補正2,187億円を含む ・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等
3. その他諸施策の推進	③交通安全対策の推進（2,831億円の内数） ※令和3年度補正予算500億円を含む ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進、SA・PA駐車マス不足解消 等 ④効率的な物流ネットワークの強化（4,225億円の内数） ※令和3年度補正予算640億円を含む ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、 ダブル連結トラックによる省人化 等
●予算・施策関係要望事項	(○厚生労働省関係)
1. 新型コロナウイルス感染症予算要望	①働き方改革推進支援助成金（66.0億円）
2. 働き方改革予算要望	②業務改善助成金（11.9億円）
3. 環境・交通安全予算要望	③人材開発支援助成金（訓練関係）（698億円の内数）
4. 施策要望	④短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の習得支援（26億円の内数） ⑤民間企業における女性活躍促進事業（1.7億円） ⑥両立支援等助成金（育児休業等支援コース、女性活躍加速化コース）（38.2億円） ⑦自動車運転者の取引環境改善などの環境整備（2.1億円）

## トラック運送業における働き方改革の推進

令和4年度予算額 92百万円

### 背景・必要性・概要

- トラック運送業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な状況にある。
- 特に、令和6年度に自動車運転業務に適用される時間外労働規制に対応するため、働き方改革は喫緊の課題。
- 働き方改革による労働条件改善を推進するため、(1)労働生産性の向上、(2)多様な人材の確保・育成、(3)取引環境の適正化等に資する事業を実施する。

### ①トラック運送業の実態把握等【継続】

＜事業概要＞  
平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、浸透状況、経営状況、労働実態等への影響について調査・分析を行う。

調査・分析結果については、荷主等の通報制度の効果的な実施等取引環境の適正化、物流効率化の促進などに活用する。

1運行あたりの荷待ち時間の分布



### ② DXを通じた働き方改革に関する調査【新規】

＜事業概要＞  
時間外労働規制への対応、ドライバー不足の改善を図るためには長時間労働を是正する取組が重要である。ついては、AI、IoT技術を活用したドライバーの長時間労働を是正する革新的な取組を調査・検証し、その効果等をまとめて、運送事業者のDXを促すための普及を図る。

### イメージ

【現状】集荷から幹線輸送まで一気通貫で実施（1日 15～16時間の労働）

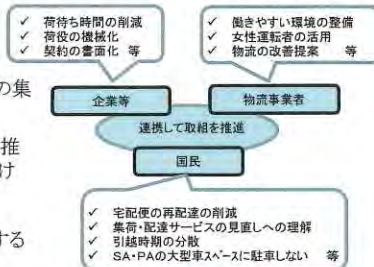


### ③「ホワイト物流」推進運動【継続】

＜事業概要＞  
深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主・物流事業者等の関係者が連携し、「ホワイト物流」の取組をさらに推進する。

（具体的な取組内容）

- ✓ 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等の展開
- ✓ 荷主等に対する「ホワイト物流」推進運動の参加に向けた呼びかけ
- ✓ ポータルサイトの運営
- ✓ 求職者、消費者、生活者に対するPR 等





事業概要

■ 物流を支える重要な社会基盤である貨物運送事業について、自然災害発生時や感染症流行の危機時においても事業継続を可能とするための体制強化及び事業構造の強化を図るための事業を実施する。

具体的な取組内容

- 令和3年度は、災害時における輸送に係る運送事業者・荷主・自治体との連携状況の把握と課題抽出のため、一部地域において災害時緊急物資輸送協定(災害協定)の締結状況、災害発生時における効果等について分析を行っているところ。
- 令和4年度については、災害協定に係る調査を全国に広げるとともに、抽出された課題・対応策を整理し、効果的な協定モデルを検討する。
- また、効果的な協定モデルについては、自治体等の災害協定の新たな締結・改善に生かせるよう、地方協議会等における普及を促進し、ラストワンマイルの災害輸送の整備等を図る。



カーボンニュートラルに向けた輸送形態の構築【新規】

事業概要

- 今夏のグリーン成長戦略改訂によって、商用車の電動化普及目標が設けられたところ、カーボンニュートラル(CN)実現に向けた運送事業者の取組を推進することが求められる。しかし、輸送においてCN実現に最も効果的なゼロエミッション車(ZEV)は、運送事業に導入できる車両開発の課題が多く、現行の輸送形態を前提に車両が開発されることを期待するのは将来に向けた大きなリスクである。
- ついては、ZEVに関する現在の技術的制約を踏まえ、制約下でもCN実現に資する輸送形態を検討する。
- 具体的には、航続距離・積載量・充電時間などの制約がある現行ZEVで可能となる輸送形態につき、適切な中継地等の設定、積載量の改善状況、CO<sub>2</sub>削減量、費用対効果等を調査・検証する。

商用車(トラック)の電動化に向けた主な課題

- 走行距離の制約
- バッテリー搭載に伴う積載量の制約
- 充電時間を要することによる稼働時間の制約 等

電動化に向けた現時点の技術的制約を踏まえた輸送の調査・検討

【参考】



フィジカルインターネット

インターネットの仕組みを物流に応用し、物流ネットワークをオープン化して各事業者間でシェアリングし、標準化されたコンテナによる荷姿の統一によって、効率性と冗長性を両立させた物流ネットワークを構築しようとする新しい物流体制。



フィジカルインターネットを参考に輸送経路を切り分け、電動車両による輸送形態を検証する。

※参考

グリーン成長戦略で、中間目標としてトラックなど8トン未満の小型商用車は30年時点で新車の20~30%を電気自動車(EV)やハイブリッド車(HV)、燃料電池車(FCV)といった電動車に切り替え、8トン以上の大型商用車については今後の技術の向上を踏まえ、20年代に電動車5000台の先行導入をめざすと共に、30年までに40年時点の目標を設定するという目標が掲げられた。



# 令和4年度 トラック関係の主な補助事業

**継続** 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進

令和4年度予算額: 3.9億円の内数

補助対象: CNGトラック、HVTトラック  
補助率: 通常車両価格との差額の1/3  
※新規導入は単年度に3台以上導入が条件(グリーン経営認証等を取得している場合を除く)



CNGトラック



HVTトラック

**継続** 事故防止対策支援推進事業

令和4年度予算額: 8.8億円の内数

- 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援  
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者対応)等の導入に対し支援
- デジタル式運行記録計等の導入に対する支援  
デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援
- 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援  
過労状態を測定する機器及びヘルスケア機器等の導入に対し支援
- 社内安全教育の実施に対する支援  
外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援




デジタル式運行記録計



映像記録型ドライブレコーダー

データを活用したドライバーへの安全指導





## 物流生産性向上推進事業

国土交通省  
令和4年度予算額: 50百万円

物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO<sub>2</sub>排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換(モーダルシフト)等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する(グリーン物流の推進)。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

### 1. 持続可能な物流体系構築支援事業(補助事業)

モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化の初年度の運行経費」に対して支援を行う。  
また、省人化・自動化に資する機器の導入等に対し継続して支援を行うとともに、新たに過疎地域における共同配送・貨客混載の取組についても運行経費補助の対象とする。

支援対象となる取組み		計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	補助率: 定額 上限200万円 ※1	補助率: 1/2以内 上限500万円 ※2
トラック輸送の効率化	幹線輸送の集約化		新たに補助対象化(過疎地域のみ) 対象外
	共同配送		
	貨客混載		
	その他のCO <sub>2</sub> 排出量の削減に資する取組み		

### 省人化・自動化への転換・促進を支援

上記※1、※2の経費補助に該当する取組のうち、省人化・自動化に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、補助額上限の引き上げ等を行う。

計画策定経費補助	運行経費補助
省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合	省人化・自動化に資する機器を用いて運行した場合
省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率: 1/2以内)	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率: 2/3以内)
計画策定経費補助 上限200万円 (補助率: 定額)	運行経費補助 上限500万円 (補助率: 1/2以内)
上限総額 500万円	上限総額 1,000万円

**省人化・自動化機器の導入例**

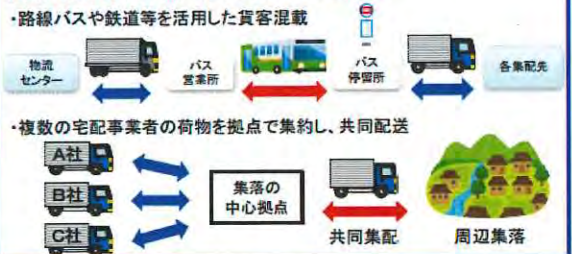
- 荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積み付け



### 過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の取組の促進

物流分野における担い手不足が深刻化する中、過疎地域における物流機能の維持はユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題である。このため、過疎地域において実施される共同配送や貨客混載といった物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象とすることで、過疎地域における物流効率化の取組を促進する。

#### 【過疎地域における共同配送や貨客混載の取組例】



### ～ 取り組み実施に向けた主な流れ ～

- 協議会の立ち上げ  
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催  
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO<sub>2</sub>排出量削減効果の試算等
- 総合効率化計画の策定  
・協議会の検討結果に基づく総合効率化計画の策定
- 計画の認定・実施準備
- 運行開始



2. 物流生産性向上促進調査事業

現状・背景

- 物流標準化を含めて物流DXを推進するためには、幅広い視野に立って経営戦略を構築することのできる**高度物流人材**が必要不可欠。一方、物流分野では中長期的な高度人材育成環境が整っていないばかりか、真に求められる人材像の明確化や共有も図られていない状況。

高度物流人材育成の現状と課題

	日本	アメリカ
大学等における物流・サプライチェーン専門のプログラム数	約7校	約50校
・経営幹部役職名に「物流」「サプライチェーン」のいずれかを含む企業数	約100社	約200社

※国土交通政策研究所「物流分野における高度人材の育成・確保に関する調査研究(中間報告)」より作成。

IoT等の新技術を活用し、サプライチェーンの最適化を図ることが企業戦略上の最重要点となる中で、物流分野においても経営全体の視点から効率化と高付加価値を図るための企画・提案ができる人材の確保・育成が求められている

欧米では企業における物流部門の重要度が理解され、大学等でも専門的な教育が充実している中で、我が国においては、企業に求められる人材像の明確化およびその教育体制とも十分とは言えない状況となっている

今後求められる人材像の明確化と、官民の連携による高度物流人材育成のための取組成果の集約・発信が必要不可欠

事業の概要

- ✓ 体系的な高度物流人材育成の環境を構築するため、国内外の状況や各企業におけるニーズ等を踏まえ、求められる様々な人材像を類型化・整理して発信する。
- ✓ 現在各所で散発的に行われている、大学等における先端的教育や、企業・団体等におけるリカレント教育の知見を集約し、各類型ごとの高度物流人材育成のために効果的な教育方策をとりまとめ、横展開する。
- ✓ 更に、産学連携による実践的なインターンシップ・プログラムを研究・開発し、大学・企業等における物流人材育成機能の抜本的強化を図る。



令和4年度予算の概要 (環境省・経済産業省連携事業)

エネルギー対策特別会計予算において、先進的な環境対応車両の導入、車両動態管理システム等を活用した荷主連携による省エネ化への取組みに関する実証などについて支援する。

環境省連携事業

継続 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

(R4年度予算額: 29.65億円)

中小トラック運送業者に対し、燃費性能の高い最先端の低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援する。

	2015年度燃費基準		
	+5% 達成以下	+5~10% 達成率	+10% 以上 達成率
小型			
中型			
大型			



最先端の低炭素型ディーゼルトラック

【ディーゼルトラックの補助額】(燃費基準10%達成車の場合)  
 経年車の廃止なし: 標準的燃費水準車両との差額の1/3  
 経年車の廃止あり: 標準的燃費水準車両との差額の1/2

継続 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

(R4年度予算額: 10億円)

電気トラック等の導入を支援し、CO2排出削減を図る。



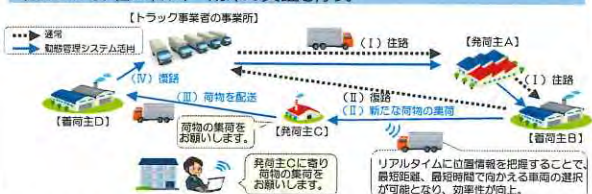
【補助額】標準的燃費水準車両との差額の2/3 (EVトラックの場合)

経済産業省連携事業

(R4年度予算額: 41.5億円)

継続 トラック輸送における省エネルギー化推進事業

「車両動態管理システム」や「予約受付システム」等のAI・IoTツールを活用したトラック事業者と荷主等の連携によるトラック輸送の効率化を図る取組について、省エネルギー効果の実証を行う。



【補助内容】AI・IoTツール(車両動態管理システム、配車計画システム等)の導入費用の1/2

継続 新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業

関係事業者が連携してサプライチェーン全体の輸送効率化を図る取組について、実証事業を通じて推進する。



【補助内容】サプライチェーン輸送効率化機器等の導入費用の1/2

## 5. 調査資料

### ① 令和3年度 経営分析

令和2年度決算版 営業収益・営業利益率・経常利益率の推移

		営業収益(1社平均 千円)			営業利益率(%)			経常利益率(%)		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
全体		( 7.6) 236,396	( ▲7.7) 218,203	( 6.3) 231,981	▲0.1	▲1.0	▲0.4	0.9	▲0.2	1
車両数規模別	10台以下	( 2.8) 60,678	( ▲10.0) 54,590	( 10.0) 60,038	▲1.2	▲2.5	▲3.4	0.2	▲1.3	▲0.6
	11～20台	( 2.1) 161,904	( ▲5.8) 152,555	( 0.7) 153,620	▲0.1	▲1.7	▲1.6	0.9	▲0.7	0.2
	21～50台	( 9.1) 353,572	( ▲10.4) 316,656	( 2.8) 325,523	0.4	▲1.0	▲0.3	0.8	▲0.4	1.1
	51～100台	( 5.8) 691,560	( ▲5.3) 655,185	( 2.1) 669,121	0.5	▲0.3	0.4	1.1	0.4	1.5
	101台以上	( 8.3) 1,444,074	( ▲7.5) 1,335,047	( 5.7) 1,410,939	0.8	0.5	1.7	1.3	1.2	1.9
地域別	北海道	( 11.3) 182,313	( 5.0) 191,356	( ▲1.9) 187,628	▲0.5	▲1.8	0	0.8	▲1.0	1.5
	東北	( 19.9) 291,120	( ▲9.5) 263,350	( 9.2) 287,582	0	▲0.8	▲0.2	1.1	0	1
	北陸信越	( ▲1.9) 293,812	( ▲11.5) 260,157	( 18.1) 307,301	0.1	▲0.9	▲0.3	1.2	▲0.1	0.8
	関東	( 6.9) 198,710	( ▲1.1) 196,528	( 2.1) 200,657	0.4	▲0.8	▲1.0	1.1	▲0.1	0.5
	中部	( 10.7) 304,917	( ▲10.8) 272,037	( 5.5) 287,127	0.8	▲0.6	▲0.1	1.8	0.2	1.2
	近畿	( 1.9) 189,550	( ▲6.4) 177,425	( 19.4) 211,790	▲0.1	▲1.5	▲1.0	0.9	▲1.0	0.1
	中国	( 8.0) 244,111	( ▲9.4) 221,232	( 1.1) 223,598	0.2	▲1.0	▲0.4	1.3	▲0.1	1.1
	四国	( 6.8) 205,572	( ▲7.9) 189,269	( 2.2) 193,447	▲0.9	▲1.6	▲0.7	0.6	▲0.7	1.0
九州	( 8.5) 267,877	( ▲10.0) 241,066	( ▲2.6) 234,708	0.7	▲0.7	0.7	1.7	0.1	2.2	

(注) 営業収益の( )は前年度比伸び率、%  
沖縄県は、九州に含めている

令和2年度決算版 一般貨物運送事業 損益明細表 (全国版・全体) (10台以下)

[1社平均額(千円)・構成比(%)]

	全体						10台以下					
	30年度		元年度		2年度		30年度		元年度		2年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	236,396	100.0	218,203	100.0	231,981	100.0	60,678	100.0	54,590	100.0	60,038	100.0
運送収入	234,159	99.1	216,793	99.4	230,103	99.2	59,426	97.9	54,367	99.6	59,563	99.2
貨物運賃	222,515	94.1	208,365	95.5	219,258	94.5	56,945	93.8	52,084	95.4	56,243	93.7
その他	11,644	4.9	8,428	3.9	10,845	4.7	2,481	4.1	2,283	4.2	3,320	5.5
運送雑収	2,237	0.9	1,410	0.6	1,878	0.8	1,252	2.1	223	0.4	475	0.8
営業費用	236,540	100.1	220,396	101.0	232,992	100.4	61,411	101.2	55,951	102.5	62,064	103.4
運送費	202,342	85.6	188,440	86.4	198,468	85.6	48,790	80.4	44,244	81.0	48,744	81.2
人件費	93,842	39.7	84,734	38.8	92,215	39.8	22,990	37.9	19,546	35.8	22,679	37.8
燃料油脂費	35,757	15.1	29,477	13.5	27,744	12.0	9,991	16.5	7,737	14.2	8,365	13.9
ガソリン代	1,175	0.5	1,178	0.5	1,151	0.5	572	0.9	510	0.9	351	0.6
軽油費	33,438	14.1	27,815	12.7	26,050	11.2	9,085	15.0	7,062	12.9	7,871	13.1
その他	1,144	0.5	484	0.2	543	0.2	334	0.6	165	0.3	143	0.2
修繕費	13,302	5.6	12,759	5.8	13,564	5.8	3,897	6.4	3,788	6.9	4,111	6.8
事業用自動車	12,574	5.3	12,253	5.6	12,799	5.5	3,682	6.1	3,674	6.7	3,968	6.6
その他	728	0.3	506	0.2	765	0.3	215	0.4	114	0.2	143	0.2
減価償却費	14,069	6.0	13,738	6.3	14,785	6.4	3,063	5.0	3,105	5.7	3,538	5.9
事業用自動車	12,998	5.5	12,853	5.9	13,805	6.0	2,805	4.6	2,934	5.4	3,217	5.4
その他	1,071	0.5	885	0.4	980	0.4	258	0.4	171	0.3	321	0.5
保険料	4,654	2.0	4,567	2.1	4,672	2.0	1,567	2.6	1,561	2.9	1,598	2.7
施設使用料	2,404	1.0	2,205	1.0	2,790	1.2	861	1.4	688	1.3	796	1.3
自動車リース料	3,394	1.4	3,598	1.6	4,297	1.9	763	1.3	736	1.3	952	1.6
施設賦課税	1,338	0.6	1,208	0.6	1,303	0.6	368	0.6	375	0.7	439	0.7
事故賠償費	279	0.1	248	0.1	242	0.1	19	0.0	25	0.0	25	0.0
道路使用料	8,784	3.7	8,172	3.7	8,539	3.7	1,572	2.6	1,351	2.5	1,543	2.6
フェリー利用料	653	0.3	771	0.4	644	0.3	93	0.2	90	0.2	119	0.2
その他	23,866	10.1	26,964	12.4	27,673	11.9	3,606	5.9	5,242	9.6	4,579	7.6
備車費等	13,055	5.5	11,816	5.4	10,048	4.3	1,536	2.5	1,555	2.8	1,297	2.2
一般管理費	34,198	14.5	31,956	14.6	34,524	14.9	12,621	20.8	11,707	21.4	13,320	22.2
人件費	19,336	8.2	18,362	8.4	20,744	8.9	7,993	13.2	6,945	12.7	8,266	13.8
その他	14,862	6.3	13,594	6.2	13,780	5.9	4,628	7.6	4,762	8.7	5,054	8.4
営業損益	-144	-0.1	-2,193	-1.0	-1,011	-0.4	-733	-1.2	-1,361	-2.5	-2,026	-3.4
営業外収益	4,244	1.8	3,233	1.5	4,936	2.1	1,515	2.5	1,110	2.0	2,296	3.8
金融収益	181	0.1	255	0.1	344	0.1	70	0.1	73	0.1	115	0.2
営業外費用	1,871	0.8	1,535	0.7	1,713	0.7	682	1.1	470	0.9	649	1.1
金融費用	1,165	0.5	1,072	0.5	1,157	0.5	369	0.6	310	0.6	408	0.7
経常損益	2,229	0.9	-495	-0.2	2,212	1.0	100	0.2	-721	-1.3	-379	-0.6
集計会社数	2,392	100%	2,387	100%	2,687	100%	741	100%	733	100%	888	100%
営業利益計上会社数	1,293	54%	888	37%	1,190	44%	374	50%	263	36%	336	38%
経常利益計上会社数	1,535	64%	1,072	45%	1,522	57%	433	58%	325	54%	438	54%



令和2年度決算版 一般貨物運送事業 損益明細表 (11~20台)(21~50台)

[1社平均額(千円)・構成比(%)]

	11~20台						21~50台					
	30年度		元年度		2年度		30年度		元年度		2年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	161,904	100.0	152,555	100.0	153,620	100.0	353,572	100.0	316,656	100.0	325,523	100.0
運送収入	161,098	99.5	151,941	99.6	152,732	99.4	350,970	99.3	314,415	99.3	322,934	99.2
貨物運賃	153,740	95.0	147,525	96.7	147,089	95.7	333,204	94.2	303,082	95.7	307,712	94.5
その他	7,358	4.5	4,416	2.9	5,643	3.7	17,766	5.0	11,333	3.6	15,222	4.7
運送雑収	806	0.5	614	0.4	888	0.6	2,602	0.7	2,241	0.7	2,589	0.8
営業費用	162,143	100.1	155,150	101.7	156,086	101.6	352,126	99.6	319,732	101.0	326,555	100.3
運送費	135,800	83.9	130,478	85.5	130,020	84.6	302,893	85.7	273,848	86.5	279,355	85.8
人件費	60,716	37.5	57,009	37.4	60,552	39.4	141,292	40.0	121,767	38.5	131,115	40.3
燃料油脂費	25,958	16.0	21,835	14.3	20,568	13.4	51,563	14.6	42,524	13.4	38,836	11.9
ガソリン代	1,169	0.7	946	0.6	767	0.5	1,298	0.4	1,609	0.5	1,426	0.4
軽油費	23,924	14.8	20,627	13.5	19,390	12.6	48,353	13.7	40,048	12.6	36,706	11.3
その他	865	0.5	262	0.2	411	0.3	1,912	0.5	867	0.3	704	0.2
修繕費	9,272	5.7	9,381	6.1	9,322	6.1	19,719	5.6	18,360	5.8	19,033	5.8
事業用自動車	8,796	5.4	9,004	5.9	8,895	5.8	18,574	5.3	17,563	5.5	18,007	5.5
その他	476	0.3	377	0.2	427	0.3	1,145	0.3	797	0.3	1,026	0.3
減価償却費	9,411	5.8	9,851	6.5	10,283	6.7	22,087	6.2	20,605	6.5	21,320	6.5
事業用自動車	8,591	5.3	9,352	6.1	9,669	6.3	20,553	5.8	19,304	6.1	20,064	6.2
その他	820	0.5	499	0.3	614	0.4	1,534	0.4	1,301	0.4	1,256	0.4
保険料	3,510	2.2	3,487	2.3	3,493	2.3	6,811	1.9	6,664	2.1	6,895	2.1
施設使用料	1,618	1.0	1,481	1.0	1,950	1.3	3,384	1.0	2,991	0.9	3,382	1.0
自動車リース料	2,085	1.3	2,471	1.6	2,070	1.3	5,012	1.4	5,248	1.7	5,867	1.8
施設賦課税	876	0.5	886	0.6	923	0.6	2,148	0.6	1,719	0.5	1,958	0.6
事故賠償費	167	0.1	179	0.1	110	0.1	439	0.1	325	0.1	351	0.1
道路使用料	5,826	3.6	5,790	3.8	5,397	3.5	14,026	4.0	12,445	3.9	12,601	3.9
フェリー利用料	423	0.3	377	0.2	353	0.2	1,046	0.3	1,479	0.5	1,279	0.4
その他	15,938	9.8	17,731	11.6	14,999	9.8	35,366	10.0	39,721	12.5	36,718	11.3
備車費等	6,753	4.2	6,759	4.4	4,708	3.1	20,243	5.7	18,156	5.7	14,014	4.3
一般管理費	26,343	16.3	24,672	16.2	26,066	17.0	49,233	13.9	45,884	14.5	47,200	14.5
人件費	15,451	9.5	14,384	9.4	16,637	10.8	28,076	7.9	26,059	8.2	28,060	8.6
その他	10,892	6.7	10,288	6.7	9,429	6.1	21,157	6.0	19,825	6.3	19,140	5.9
営業損益	-239	-0.1	-2,595	-1.7	-2,466	-1.6	1,446	0.4	-3,076	-1.0	-1,032	-0.3
営業外収益	3,167	2.0	2,794	1.8	4,132	2.7	4,113	1.2	4,128	1.3	6,826	2.1
金融収益	112	0.1	180	0.1	393	0.3	253	0.1	370	0.1	399	0.1
営業外費用	1,533	0.9	1,232	0.8	1,295	0.8	2,603	0.7	2,162	0.7	2,218	0.7
金融費用	945	0.6	950	0.6	971	0.6	1,655	0.5	1,554	0.5	1,476	0.5
経常損益	1,395	0.9	-1,033	-0.7	371	0.2	2,956	0.8	-1,110	-0.4	3,576	1.1
集計会社数	745	100%	751	100%	838	100%	733	100%	734	100%	721	100%
営業利益計上会社数	400	54%	272	36%	354	42%	419	57%	269	37%	357	50%
経常利益計上会社数	467	63%	324	43%	464	55%	513	70%	324	44%	447	62%

令和2年度決算版 一般貨物運送事業 損益明細表 (51~100台)(101台以上)

[1社平均額(千円)・構成比(%)]

	51~100台						101台以上					
	30年度		元年度		2年度		30年度		元年度		2年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	691,560	100.0	655,185	100.0	669,121	100.0	1,444,074	100.0	1,335,047	100.0	1,410,939	100.0
運送収入	682,529	98.7	649,199	99.1	663,296	99.1	1,422,436	98.5	1,326,594	99.4	1,395,211	98.9
貨物運賃	653,204	94.5	612,643	93.5	627,660	93.8	1,306,074	90.4	1,271,481	95.2	1,328,342	94.1
その他	29,325	4.2	36,556	5.6	35,636	5.3	116,362	8.1	55,113	4.1	66,869	4.7
運送雑収	9,031	1.3	5,986	0.9	5,825	0.9	21,638	1.5	8,453	0.6	15,728	1.1
営業費用	688,034	99.5	657,109	100.3	666,742	99.6	1,432,683	99.2	1,328,205	99.5	1,387,241	98.3
運送費	605,551	87.6	578,134	88.2	577,366	86.3	1,316,097	91.1	1,186,232	88.9	1,239,538	87.9
人件費	287,547	41.6	274,148	41.8	272,586	40.7	605,025	41.9	550,916	41.3	545,904	38.7
燃料油脂費	101,287	14.6	82,980	12.7	70,950	10.6	225,234	15.6	172,828	12.9	149,276	10.6
ガソリン代	3,500	0.5	2,031	0.3	2,200	0.3	2,007	0.1	7,979	0.6	11,594	0.8
軽油費	95,702	13.8	79,786	12.2	66,965	10.0	218,209	15.1	163,525	12.2	135,055	9.6
その他	2,085	0.3	1,163	0.2	1,785	0.3	5,018	0.3	1,324	0.1	2,627	0.2
修繕費	36,826	5.3	34,338	5.2	36,041	5.4	79,578	5.5	74,203	5.6	78,145	5.5
事業用自動車	34,991	5.1	33,119	5.1	33,663	5.0	75,257	5.2	71,489	5.4	71,590	5.1
その他	1,835	0.3	1,219	0.2	2,378	0.4	4,321	0.3	2,714	0.2	6,555	0.5
減価償却費	43,174	6.2	41,338	6.3	42,894	6.4	68,652	4.8	70,985	5.3	80,002	5.7
事業用自動車	40,429	5.8	38,110	5.8	39,944	6.0	60,191	4.2	64,501	4.8	73,519	5.2
その他	2,745	0.4	3,228	0.5	2,950	0.4	8,461	0.6	6,484	0.5	6,483	0.5
保険料	12,652	1.8	11,603	1.8	11,693	1.7	18,889	1.3	20,032	1.5	18,620	1.3
施設使用料	6,086	0.9	7,454	1.1	7,399	1.1	19,383	1.3	13,041	1.0	22,561	1.6
自動車リース料	9,334	1.3	9,976	1.5	12,947	1.9	34,727	2.4	29,237	2.2	39,215	2.8
施設賦課税	3,530	0.5	3,305	0.5	3,084	0.5	6,790	0.5	6,937	0.5	6,074	0.4
事故賠償費	967	0.1	891	0.1	897	0.1	2,389	0.2	2,348	0.2	1,965	0.1
道路使用料	25,597	3.7	25,639	3.9	24,568	3.7	54,018	3.7	46,237	3.5	57,930	4.1
フェリー利用料	2,798	0.4	2,739	0.4	1,581	0.2	231	0.0	1,038	0.1	2,049	0.1
その他	75,753	11.0	83,723	12.8	92,726	13.9	201,181	13.9	198,430	14.9	237,797	16.9
備車費等	49,543	7.2	40,284	6.1	35,678	5.3	108,506	7.5	94,801	7.1	87,862	6.2
一般管理費	82,483	11.9	78,975	12.1	89,376	13.4	116,586	8.1	141,973	10.6	147,703	10.5
人件費	43,238	6.3	46,377	7.1	50,185	7.5	70,298	4.9	74,945	5.6	85,400	6.1
その他	39,245	5.7	32,598	5.0	39,191	5.9	46,288	3.2	67,028	5.0	62,303	4.4
営業損益	3,526	0.5	-1,924	-0.3	2,379	0.4	11,391	0.8	6,842	0.5	23,698	1.7
営業外収益	9,347	1.4	9,306	1.4	12,660	1.9	14,268	1.0	15,274	1.1	9,454	0.7
金融収益	678	0.1	846	0.1	769	0.1	504	0.0	983	0.1	1,116	0.1
営業外費用	5,008	0.7	4,466	0.7	5,238	0.8	6,896	0.5	5,985	0.4	6,609	0.5
金融費用	3,259	0.5	2,819	0.4	3,315	0.5	4,378	0.3	2,878	0.2	4,482	0.3
経常損益	7,865	1.1	2,916	0.4	9,801	1.5	18,763	1.3	16,131	1.2	26,543	1.9
集計会社数	145	100%	135	100%	178	100%	28	100%	34	100%	62	100%
営業利益計上会社数	83	57%	62	46%	97	54%	17	61%	22	65%	46	74%
経常利益計上会社数	101	70%	73	54%	123	69%	21	75%	26	76%	50	81%

令和2年度決算版 一般貨物運送事業 損益明細表（中部版）

[1社平均額(千円)・構成比(%)]

	中部						科目説明
	30年度		元年度		2年度		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
<b>営業収益</b>	<b>304,917</b>	<b>100.0</b>	<b>272,037</b>	<b>100.0</b>	<b>287,127</b>	<b>100.0</b>	運送事業での収入合計額
<b>運送収入</b>	<b>301,947</b>	<b>99.0</b>	<b>269,608</b>	<b>99.1</b>	<b>285,543</b>	<b>99.4</b>	運送に係る収入合計
貨物運賃	291,729	95.7	256,963	94.5	273,217	95.2	基本運賃、割増運賃等を内書き
その他	10,218	3.4	12,645	4.6	12,326	4.3	集配・車両留置、高速道路など料金收受を内書き
運送雑収	2,970	1.0	2,429	0.9	1,584	0.6	着払い手数料、ボディ広告料など、運賃料金以外の収入
<b>営業費用</b>	<b>302,562</b>	<b>99.2</b>	<b>273,773</b>	<b>100.6</b>	<b>287,505</b>	<b>100.1</b>	運送原価と営業費用の合計額
<b>運送費</b>	<b>260,388</b>	<b>85.4</b>	<b>233,503</b>	<b>85.8</b>	<b>242,344</b>	<b>84.4</b>	運送部門の費用全体(運送原価)
人件費	117,804	38.6	108,285	39.8	117,266	40.8	ドライバー、作業員等、運送部門の人件費
燃料油脂費	39,906	13.1	34,473	12.7	31,051	10.8	トラック、荷役機械等に係る燃料費および油脂費
ガソリン代	731	0.2	1,342	0.5	1,400	0.5	ガソリン代を内書き
軽油費	38,699	12.7	32,365	11.9	29,415	10.2	軽油代を内書き
その他	476	0.2	766	0.3	236	0.1	オイル代等油脂費を内書き
修繕費	17,048	5.6	16,182	5.9	15,507	5.4	トラック、営業所建物、その他事業用資産の修繕費
事業用自動車	16,378	5.4	15,357	5.6	14,810	5.2	トラックの修理代金を内書き
その他	670	0.2	825	0.3	697	0.2	建物・装置等の修繕費を内書き
減価償却費	19,177	6.3	16,192	6.0	17,600	6.1	運送事業用資産の減価償却費
事業用自動車	17,737	5.8	14,675	5.4	16,431	5.7	トラックの減価償却費を内書き
その他	1,440	0.5	1,517	0.6	1,169	0.4	建物・設備等、トラック以外の償却費を内書き
保険料	6,219	2.0	5,638	2.1	6,156	2.1	自賠責、対人・対物の任意保険、共済、貨物保険等の保険料
施設使用料	3,657	1.2	3,285	1.2	3,651	1.3	営業所の土地建物賃借料、設備の賃借料、事業用資産使用料
自動車リース料	3,307	1.1	4,826	1.8	4,878	1.7	トラック・リフト等のリース料
施設賦課税	1,888	0.6	1,919	0.7	1,910	0.7	営業所の土地建物、設備の固定資産税、自動車税、重量税等
事故賠償費	400	0.1	348	0.1	461	0.2	事故の見舞金品、慰謝料、弁償金等
道路使用料	12,907	4.2	11,269	4.1	11,150	3.9	高速道路など有料道路料金
フェリー利用料	97	0.0	163	0.1	299	0.1	フェリー乗船料金
その他	37,978	12.5	30,923	11.4	32,415	11.3	備車費、旅費・被服・水道光熱・備品消耗品費のうち現業部門に係るもの。通信費、会議費、交際費等事業遂行上支出されるもの。なお、備車費はさらに内書き。
備車費等	17,511	5.7	17,103	6.3	13,328	4.6	
<b>一般管理費</b>	<b>42,174</b>	<b>13.8</b>	<b>40,270</b>	<b>14.8</b>	<b>45,161</b>	<b>15.7</b>	法人の管理部門に係る費用全体
人件費	24,245	8.0	25,343	9.3	28,416	9.9	役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
その他	17,929	5.9	14,927	5.5	16,745	5.8	管理部門での減価償却費、保険料、施設使用料、広告費等
<b>営業損益</b>	<b>2,355</b>	<b>0.8</b>	<b>-1,736</b>	<b>-0.6</b>	<b>-378</b>	<b>-0.1</b>	運送事業として本業の利益または損失
<b>営業外収益</b>	<b>5,343</b>	<b>1.8</b>	<b>3,950</b>	<b>1.5</b>	<b>5,972</b>	<b>2.1</b>	預貯金利息、受取利息、配当金、不用品売却代、諸手数料等
金融収益	240	0.1	317	0.1	319	0.1	預貯金利息、手形・有価証券の利息、配当金を内書き
<b>営業外費用</b>	<b>2,184</b>	<b>0.7</b>	<b>1,731</b>	<b>0.6</b>	<b>2,051</b>	<b>0.7</b>	支払利息・手形割引料、繰延資産計上の創業費等
金融費用	1,714	0.6	1,455	0.5	1,701	0.6	支払利息・手形割引料等を内書き
<b>経常損益</b>	<b>5,514</b>	<b>1.8</b>	<b>483</b>	<b>0.2</b>	<b>3,543</b>	<b>1.2</b>	事業活動の結果として出た利益または損失
集計会社数	190	100%	180	100%	217	100%	
営業利益計上会社数	101	53%	74	41%	100	46%	
経常利益計上会社数	127	67%	90	50%	129	59%	

## ②賃金実態

### ◇職種別平均賃金・年齢・勤続年数

2021年度版トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態より  
(全日本トラック協会2021年5,6,7月実態調査)

業種	項目 職種	賃金 1カ月平均(円)		賃金+賞与 1カ月平均(円)		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年、カ月)
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度		
特積	男性運転者平均	352,900	330,600	411,500	384,900	46.0	15.04
	けん引	366,000	342,200	437,000	411,600	48.3	21.00
	大型	393,800	371,300	451,100	424,900	47.9	17.03
	中型	300,600	305,500	351,100	354,200	46.2	13.11
	準中型	350,200	311,100	410,700	364,200	44.2	12.07
	普通	322,800	314,700	384,000	376,500	44.7	14.02
	男性事務員	323,100	320,700	389,900	378,600	42.1	15.04
	男性荷扱手	296,800	279,100	356,100	333,400	45.3	13.00
	男性整備・技能員	299,900	282,000	358,300	338,200	43.3	17.00
	女性運転者平均	259,200	248,400	304,100	286,900	40.6	4.00
	けん引	296,900	267,000	353,000	327,700	47.3	7.05
	大型	317,600	316,400	369,800	359,500	45.5	6.04
	中型	247,100	246,800	286,000	284,000	40.2	5.05
	準中型	250,500	221,600	296,900	258,300	38.4	4.04
	普通	232,200	236,900	277,000	277,100	40.3	3.08
	女性事務員	229,900	220,400	279,200	261,700	38.7	10.09
	女性荷扱手	210,200	213,100	258,000	249,400	42.7	5.08
女性整備・技能員	268,300	243,600	329,100	299,700	45.2	5.04	
全職種平均	332,600	314,800	391,500	368,700	45.1	14.06	
一般	男性運転者平均	340,200	329,700	368,900	360,900	49.2	12.03
	けん引	396,700	359,400	435,900	408,300	49.6	14.08
	大型	354,200	348,100	386,600	380,300	49.3	12.00
	中型	311,000	299,200	331,500	322,400	49.1	10.03
	準中型	304,800	288,300	325,900	308,900	48.1	11.01
	普通	298,100	280,700	323,500	306,200	49.7	10.09
	男性事務員	350,900	356,600	405,700	422,100	47.4	14.03
	男性荷扱手	280,700	274,500	323,800	316,300	45.1	11.02
	男性整備・技能員	305,600	300,500	350,100	338,800	47.6	13.11
	女性運転者平均	301,600	282,000	323,400	305,900	45.5	8.07
	けん引	361,300	321,800	392,900	358,300	47.3	10.05
	大型	339,900	318,000	367,300	346,400	46.3	8.00
	中型	290,500	276,500	311,900	297,600	44.9	6.09
	準中型	267,500	254,200	278,800	270,600	44.7	9.01
	普通	260,400	227,300	281,000	249,200	44.1	9.10
	女性事務員	226,800	226,500	260,400	262,000	44.5	11.02
	女性荷扱手	206,100	197,900	229,100	221,800	42.5	7.05
女性整備・技能員	210,200	210,600	251,100	235,600	39.2	17.10	
全職種平均	322,700	317,600	357,200	354,700	47.9	12.02	
合計	男性運転者平均	346,200	330,100	389,200	370,200	47.6	13.08
	けん引	386,900	355,500	436,300	409,100	49.2	16.09
	大型	368,900	354,800	410,500	393,100	48.8	14.07
	中型	307,000	302,100	339,200	336,600	47.8	11.06
	準中型	338,000	301,600	388,100	341,000	45.1	12.01
	普通	314,600	301,600	364,000	349,600	46.3	13.01
	男性事務員	340,400	345,600	399,800	408,800	45.2	14.08
	男性荷扱手	289,000	276,800	340,500	324,400	45.2	12.02
	男性整備・技能員	303,700	294,900	353,400	338,600	46.1	15.03
	女性運転者平均	291,400	275,800	318,800	302,400	44.1	7.07
	けん引	354,400	319,300	388,700	356,900	47.3	10.01
	大型	337,000	317,900	367,700	347,700	46.2	8.07
	中型	278,100	270,200	304,500	294,700	43.5	6.04
	準中型	261,300	241,400	285,500	265,800	41.0	6.05
	普通	254,500	228,600	280,200	253,100	43.2	8.06
	女性事務員	227,900	224,700	267,200	261,900	42.2	11.00
	女性荷扱手	207,600	201,800	239,200	228,700	42.6	6.09
女性整備・技能員	229,500	217,400	277,000	248,900	39.8	13.08	
全職種平均	327,100	316,600	372,800	360,000	46.5	13.03	

# ◇業種・職種別賃金構成

単位：円、（ ）内は%

業種	項目 職種	固定給		変動給		小計		賞与(1カ月平均)		合計	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
特積	男性運転者平均	201,400 (57.1)	195,600 (59.2)	151,500 (42.9)	135,000 (40.8)	352,900 (100.0)	330,600 (100.0)	58,600	54,300	411,500	384,900
	けん引	259,400 (70.9)	252,900 (73.9)	106,600 (29.1)	89,300 (26.1)	366,000 (100.0)	342,200 (100.0)	71,000	69,400	437,000	411,600
	大型	176,300 (44.8)	183,400 (49.4)	217,500 (55.2)	187,900 (50.6)	393,800 (100.0)	371,900 (100.0)	57,300	53,600	451,100	424,900
	中型	174,500 (58.1)	174,300 (57.1)	126,100 (41.9)	131,200 (42.9)	300,600 (100.0)	305,500 (100.0)	50,500	48,700	351,100	354,200
	準中型	218,300 (62.3)	196,300 (63.1)	131,900 (37.7)	114,800 (36.9)	350,200 (100.0)	311,100 (100.0)	60,500	53,100	410,700	364,200
	普通	224,500 (69.5)	240,900 (76.5)	98,300 (30.5)	73,800 (23.5)	322,800 (100.0)	314,700 (100.0)	61,200	61,800	384,000	376,500
	男性事務員	274,000 (84.8)	263,300 (82.1)	49,100 (15.2)	57,400 (17.9)	323,100 (100.0)	320,700 (100.0)	66,800	57,900	389,900	378,600
	男性荷扱手	229,700 (77.4)	219,200 (78.5)	67,100 (22.6)	59,900 (21.5)	296,800 (100.0)	279,100 (100.0)	59,300	54,300	356,100	333,400
	男性整備・技能員	252,900 (84.3)	210,300 (74.6)	47,000 (15.7)	71,700 (25.4)	299,900 (100.0)	282,000 (100.0)	58,400	56,200	358,300	338,200
	女性運転者平均	162,700 (62.8)	155,000 (62.4)	96,500 (37.2)	93,400 (37.6)	259,200 (100.0)	248,400 (100.0)	44,900	38,500	304,100	286,900
	けん引	203,500 (68.5)	208,000 (77.9)	93,400 (31.5)	59,000 (22.1)	296,900 (100.0)	267,000 (100.0)	56,100	60,700	353,000	327,700
	大型	198,700 (62.6)	178,200 (56.3)	118,900 (37.4)	138,200 (43.7)	317,600 (100.0)	316,400 (100.0)	52,200	43,100	369,800	359,500
	中型	142,200 (57.5)	146,200 (59.2)	104,900 (42.5)	100,600 (40.8)	247,100 (100.0)	246,800 (100.0)	38,900	37,200	286,000	284,000
	準中型	162,600 (64.9)	146,800 (66.2)	87,900 (35.1)	74,800 (33.8)	250,500 (100.0)	221,600 (100.0)	46,400	36,700	296,900	258,300
	普通	162,100 (69.8)	171,000 (72.2)	70,100 (30.2)	65,900 (27.8)	232,200 (100.0)	236,900 (100.0)	44,800	40,200	277,000	277,100
	女性事務員	192,600 (83.8)	175,200 (79.5)	37,300 (16.2)	45,200 (20.5)	229,900 (100.0)	220,400 (100.0)	49,300	41,300	279,200	261,700
	女性荷扱手	178,300 (84.8)	182,600 (85.7)	31,900 (15.2)	30,500 (14.3)	210,200 (100.0)	213,100 (100.0)	47,800	36,300	258,000	249,400
	女性整備・技能員	235,800 (87.9)	201,800 (82.8)	32,500 (12.1)	41,800 (17.2)	268,300 (100.0)	243,600 (100.0)	60,800	56,100	329,100	299,700
	全職種平均	212,800 (64.0)	205,000 (65.1)	119,800 (36.0)	109,800 (34.9)	332,600 (100.0)	314,800 (100.0)	58,900	53,900	391,500	368,700
	般	男性運転者平均	172,100 (50.6)	177,300 (53.8)	168,100 (49.4)	152,400 (46.2)	340,200 (100.0)	329,700 (100.0)	28,700	31,200	368,900
けん引		190,100 (47.9)	193,600 (53.9)	206,600 (52.1)	165,800 (46.1)	396,700 (100.0)	359,400 (100.0)	39,200	48,900	435,900	408,300
大型		176,400 (49.8)	172,900 (49.7)	177,800 (50.2)	175,200 (50.3)	354,200 (100.0)	348,100 (100.0)	32,400	32,200	386,600	380,300
中型		152,000 (48.9)	172,900 (57.8)	159,000 (51.1)	126,300 (42.2)	311,000 (100.0)	299,200 (100.0)	20,500	23,200	331,500	322,400
準中型		159,900 (52.5)	175,500 (60.9)	144,900 (47.5)	112,800 (39.1)	304,800 (100.0)	288,300 (100.0)	21,100	20,600	325,900	308,900
普通		203,900 (68.4)	193,300 (68.9)	94,200 (31.6)	87,400 (31.1)	298,100 (100.0)	280,700 (100.0)	25,400	25,500	323,500	306,200
男性事務員		297,800 (84.9)	309,400 (86.8)	53,100 (15.1)	47,200 (13.2)	350,900 (100.0)	356,600 (100.0)	54,800	65,500	405,700	422,100
男性荷扱手		206,500 (73.6)	214,300 (78.1)	74,200 (26.4)	60,200 (21.9)	280,700 (100.0)	274,500 (100.0)	43,100	41,800	323,800	316,300
男性整備・技能員		261,000 (85.4)	241,900 (80.5)	44,600 (14.6)	58,600 (19.5)	305,600 (100.0)	300,500 (100.0)	44,500	38,300	350,100	338,800
女性運転者平均		158,300 (52.5)	168,900 (59.9)	143,300 (47.5)	113,100 (40.1)	301,600 (100.0)	282,000 (100.0)	21,800	23,900	323,400	305,900
けん引		177,000 (49.0)	166,500 (51.7)	184,300 (51.0)	155,300 (48.3)	361,300 (100.0)	321,800 (100.0)	31,600	36,500	392,900	358,300
大型		169,200 (49.8)	168,600 (53.0)	170,700 (50.2)	149,400 (47.0)	339,900 (100.0)	318,000 (100.0)	27,400	28,400	367,300	346,400
中型		158,300 (54.5)	166,800 (60.3)	132,200 (45.5)	109,700 (39.7)	290,500 (100.0)	276,500 (100.0)	21,400	21,100	311,900	297,600
準中型		114,100 (42.7)	161,700 (63.6)	153,400 (57.3)	92,500 (36.4)	267,500 (100.0)	254,200 (100.0)	11,300	16,400	278,800	270,600
普通		186,800 (71.7)	179,200 (78.8)	73,600 (28.3)	48,100 (21.2)	260,400 (100.0)	227,300 (100.0)	20,600	21,900	281,000	249,200
女性事務員		202,600 (89.3)	201,600 (89.0)	24,200 (10.7)	24,900 (11.0)	226,800 (100.0)	226,500 (100.0)	33,600	35,500	260,400	262,000
女性荷扱手		155,000 (75.2)	163,700 (82.7)	51,100 (24.8)	34,200 (17.3)	206,100 (100.0)	197,900 (100.0)	23,000	23,900	229,100	221,800
女性整備・技能員		197,100 (93.8)	125,900 (59.8)	13,100 (6.2)	84,700 (40.2)	210,200 (100.0)	210,600 (100.0)	40,900	25,000	251,100	235,600
全職種平均		195,900 (60.7)	201,000 (63.3)	126,800 (39.3)	116,600 (36.7)	322,700 (100.0)	317,600 (100.0)	34,500	37,100	357,200	354,700



◇業種・職種別賃金構成

業種	項目 職種	固定給		変動給		小計		賞与(1カ月平均)		合計	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
合計	男性運転者平均	186,000 (53.7)	184,400 (55.9)	160,200 (46.3)	145,700 (44.1)	346,200 (100.0)	330,100 (100.0)	43,000	40,100	389,200	370,200
	けん引	212,400 (54.9)	207,300 (58.3)	174,500 (45.1)	148,200 (41.7)	386,900 (100.0)	355,500 (100.0)	49,400	53,600	436,300	409,100
	大型	176,400 (47.8)	175,900 (49.6)	192,500 (52.2)	178,900 (50.4)	368,900 (100.0)	354,800 (100.0)	41,600	38,300	410,500	393,100
	中型	160,800 (52.4)	173,500 (57.4)	146,200 (47.6)	128,600 (42.6)	307,000 (100.0)	302,100 (100.0)	32,200	34,500	339,200	336,600
	準中型	202,800 (60.0)	187,600 (62.2)	135,200 (40.0)	114,000 (37.8)	338,000 (100.0)	301,600 (100.0)	50,100	39,400	388,100	341,000
	普通	217,700 (69.2)	222,800 (73.9)	96,900 (30.8)	78,800 (26.1)	314,600 (100.0)	301,600 (100.0)	49,400	48,000	364,000	349,600
	男性事務員	288,800 (84.8)	295,300 (85.4)	51,600 (15.2)	50,300 (14.6)	340,400 (100.0)	345,600 (100.0)	59,400	63,200	399,800	408,800
	男性荷扱手	218,500 (75.6)	216,600 (78.3)	70,500 (24.4)	60,200 (21.7)	289,000 (100.0)	276,800 (100.0)	51,500	47,600	340,500	324,400
	男性整備・技能員	258,000 (85.0)	232,400 (78.8)	45,700 (15.0)	62,500 (21.2)	303,700 (100.0)	294,900 (100.0)	49,700	43,700	353,400	338,600
	女性運転者平均	159,400 (54.7)	166,300 (60.3)	132,000 (45.3)	109,500 (39.7)	291,400 (100.0)	275,800 (100.0)	27,400	26,600	318,800	302,400
	けん引	179,900 (50.8)	168,300 (52.7)	174,500 (49.2)	151,000 (47.3)	354,400 (100.0)	319,300 (100.0)	34,300	37,600	388,700	356,900
	大型	173,200 (51.4)	169,500 (53.3)	163,800 (48.6)	148,400 (46.7)	337,000 (100.0)	317,900 (100.0)	30,700	29,800	367,700	347,700
	中型	153,700 (55.3)	162,500 (60.1)	124,400 (44.7)	107,700 (39.9)	278,100 (100.0)	270,200 (100.0)	26,400	24,500	304,500	294,700
	準中型	131,900 (50.5)	155,800 (64.5)	129,400 (49.5)	85,600 (35.5)	261,300 (100.0)	241,400 (100.0)	24,200	24,400	285,500	265,800
	普通	181,600 (71.4)	178,000 (77.9)	72,900 (28.6)	50,600 (22.1)	254,500 (100.0)	228,600 (100.0)	25,700	24,500	280,200	253,100
	女性事務員	199,000 (87.3)	194,100 (86.4)	28,900 (12.7)	30,600 (13.6)	227,900 (100.0)	224,700 (100.0)	39,300	37,200	267,200	261,900
	女性荷扱手	163,100 (78.6)	168,400 (83.4)	44,500 (21.4)	33,400 (16.6)	207,600 (100.0)	201,800 (100.0)	31,600	26,900	239,200	228,700
	女性整備・技能員	210,000 (91.5)	141,800 (65.2)	19,500 (8.5)	75,600 (34.8)	229,500 (100.0)	217,400 (100.0)	47,500	31,500	277,000	248,900
	全職種平均	203,700 (62.3)	202,500 (64.0)	123,400 (37.7)	114,100 (36.0)	327,100 (100.0)	316,600 (100.0)	45,700	43,400	372,800	360,000

◇変動給の内訳

単位：円、( )内は%

業種	項目 職種	歩合給(運行手当)		歩合給(その他)		歩合給計		時間外手当		その他		合計	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
特積	男性運転者平均	49,100 (32.4)	52,000 (38.5)	27,900 (18.4)	8,000 (5.9)	77,000 (50.8)	60,000 (44.4)	64,900 (42.8)	62,900 (46.6)	9,600 (6.3)	12,100 (9.0)	151,500 (100.0)	135,000 (100.0)
	けん引	21,600 (20.3)	15,700 (17.6)	3,900 (3.7)	1,800 (2.0)	25,500 (23.9)	17,500 (19.6)	78,900 (74.0)	70,200 (78.6)	2,200 (2.1)	1,600 (1.8)	106,600 (100.0)	89,300 (100.0)
	大型	93,100 (42.8)	87,300 (46.5)	32,200 (14.8)	11,400 (6.1)	125,300 (57.6)	98,700 (52.5)	79,200 (36.4)	71,600 (38.1)	13,000 (6.0)	17,600 (9.4)	217,500 (100.0)	187,900 (100.0)
	中型	47,400 (37.6)	54,800 (41.8)	7,300 (5.8)	7,400 (5.6)	54,700 (43.4)	62,200 (47.4)	53,400 (42.3)	53,700 (40.9)	18,000 (14.3)	15,300 (11.7)	126,100 (100.0)	131,200 (100.0)
	準中型	23,000 (17.4)	37,700 (32.8)	49,000 (37.1)	10,700 (9.3)	72,000 (54.6)	48,400 (42.2)	52,700 (40.0)	56,500 (49.2)	7,200 (5.5)	9,900 (8.6)	131,900 (100.0)	114,800 (100.0)
	普通	26,800 (27.3)	3,900 (5.3)	200 (0.2)	200 (0.3)	27,000 (27.5)	4,100 (5.6)	70,600 (71.8)	68,700 (93.1)	700 (0.7)	1,000 (1.4)	98,300 (100.0)	73,800 (100.0)
	男性事務員	2,400 (4.9)	1,900 (3.3)	2,200 (4.5)	5,000 (8.7)	4,600 (9.4)	6,900 (12.0)	32,200 (65.6)	35,200 (61.3)	12,300 (25.1)	15,300 (26.7)	49,100 (100.0)	57,400 (100.0)
	男性荷扱手	2,800 (4.2)	3,500 (5.8)	5,700 (8.5)	2,100 (3.5)	8,500 (12.7)	5,600 (9.3)	55,300 (82.4)	49,000 (81.8)	3,300 (4.9)	5,300 (8.8)	67,100 (100.0)	59,900 (100.0)
	男性整備・技能員	3,000 (6.4)	4,000 (5.6)	2,700 (5.7)	11,900 (16.6)	5,700 (12.1)	15,900 (22.2)	29,700 (63.2)	32,700 (45.6)	11,600 (24.7)	23,100 (32.2)	47,000 (100.0)	71,700 (100.0)
	女性運転者平均	24,500 (25.4)	32,600 (34.9)	17,300 (17.9)	7,900 (8.5)	41,800 (43.3)	40,500 (43.4)	42,900 (44.5)	40,300 (43.1)	11,800 (12.2)	12,600 (13.5)	96,500 (100.0)	93,400 (100.0)
	けん引	—	—	9,300 (10.0)	—	9,300 (10.0)	—	52,800 (56.5)	59,000 (100.0)	31,300 (33.5)	—	93,400 (100.0)	59,000 (100.0)
	大型	23,100 (19.4)	43,400 (31.4)	6,600 (5.6)	3,100 (2.2)	29,700 (25.0)	46,500 (33.6)	86,200 (72.5)	81,900 (59.3)	3,000 (2.5)	9,800 (7.1)	118,900 (100.0)	138,200 (100.0)
	中型	35,100 (33.5)	44,900 (44.6)	14,300 (13.6)	6,800 (6.8)	49,400 (47.1)	51,700 (51.4)	34,700 (33.1)	32,400 (32.2)	20,800 (19.8)	16,500 (16.4)	104,900 (100.0)	100,600 (100.0)
	準中型	13,700 (15.6)	15,500 (20.7)	31,400 (35.7)	14,400 (19.3)	45,100 (51.3)	29,900 (40.0)	32,500 (37.0)	32,400 (43.3)	10,300 (11.7)	12,500 (16.7)	87,900 (100.0)	74,800 (100.0)
	普通	33,300 (47.5)	29,000 (44.0)	—	—	33,300 (47.5)	29,000 (44.0)	34,300 (48.9)	31,900 (48.4)	2,500 (3.6)	5,000 (7.6)	70,100 (100.0)	65,900 (100.0)
	女性事務員	3,900 (10.5)	500 (1.1)	600 (1.6)	6,200 (13.7)	4,500 (12.1)	6,700 (14.8)	17,900 (48.0)	19,300 (42.7)	14,900 (39.9)	19,200 (42.5)	37,300 (100.0)	45,200 (100.0)
	女性荷扱手	1,500 (4.7)	1,200 (3.9)	1,600 (5.0)	1,100 (3.6)	3,100 (9.7)	2,300 (7.5)	26,700 (83.7)	22,900 (75.1)	2,100 (6.6)	5,300 (17.4)	31,900 (100.0)	30,500 (100.0)
	女性整備・技能員	—	—	—	13,800 (33.0)	—	13,800 (33.0)	31,000 (95.4)	27,500 (65.8)	1,500 (4.6)	500 (1.2)	32,500 (100.0)	41,800 (100.0)
	全職種平均	33,600 (28.0)	36,100 (32.9)	19,900 (16.6)	6,600 (6.0)	53,500 (44.7)	42,700 (38.9)	57,300 (47.8)	55,400 (50.5)	9,000 (7.5)	11,700 (10.7)	119,800 (100.0)	109,800 (100.0)

### (変動給の内訳)

業種	項目	歩合給(運行手当)		歩合給(その他)		歩合給計		時間外手当		その他		合計	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
一般	男性運転者平均	52,900 (31.5)	56,200 (36.9)	30,800 (18.3)	16,200 (10.6)	83,700 (49.8)	72,400 (47.5)	66,300 (39.4)	63,200 (41.5)	18,100 (10.8)	16,800 (11.0)	168,100 (100.0)	152,400 (100.0)
	けん引	76,300 (36.9)	55,500 (33.5)	28,100 (13.6)	15,500 (9.3)	104,400 (50.5)	71,000 (42.8)	82,100 (39.7)	74,200 (44.8)	20,100 (9.7)	20,600 (12.4)	206,600 (100.0)	165,800 (100.0)
	大型	64,800 (36.4)	69,600 (39.7)	25,800 (14.5)	18,300 (10.4)	90,600 (51.0)	87,900 (50.2)	70,700 (39.8)	68,600 (39.2)	16,500 (9.3)	18,700 (10.7)	177,800 (100.0)	175,200 (100.0)
	中型	37,900 (23.8)	44,700 (35.4)	41,800 (26.3)	13,400 (10.6)	79,700 (50.1)	58,100 (46.0)	57,400 (36.1)	55,500 (43.9)	21,900 (13.8)	12,700 (10.1)	159,000 (100.0)	126,300 (100.0)
	準中型	26,100 (18.0)	37,800 (33.5)	44,500 (30.7)	14,400 (12.8)	70,600 (48.7)	52,200 (46.3)	54,100 (37.3)	46,300 (41.0)	20,200 (13.9)	14,300 (12.7)	144,900 (100.0)	112,800 (100.0)
	普通	20,000 (21.2)	17,100 (19.6)	8,100 (8.6)	14,800 (16.9)	28,100 (29.8)	31,900 (36.5)	57,200 (60.7)	44,900 (51.4)	8,900 (9.4)	10,600 (12.1)	94,200 (100.0)	87,400 (100.0)
	男性事務員	2,300 (4.3)	1,900 (4.0)	2,700 (5.1)	6,000 (12.7)	5,000 (9.4)	7,900 (16.7)	31,700 (59.7)	30,900 (65.5)	16,400 (30.9)	8,400 (17.8)	53,100 (100.0)	47,200 (100.0)
	男性荷扱手	2,600 (3.5)	4,600 (7.6)	16,200 (21.8)	7,400 (12.3)	18,800 (25.3)	12,000 (19.9)	47,100 (63.5)	38,300 (63.6)	8,300 (11.2)	9,900 (16.4)	74,200 (100.0)	60,200 (100.0)
	男性整備・技能員	4,300 (9.6)	8,700 (14.8)	4,000 (9.0)	10,900 (18.6)	8,300 (18.6)	19,600 (33.4)	27,200 (61.0)	27,500 (46.9)	9,100 (20.4)	11,500 (19.6)	44,600 (100.0)	58,600 (100.0)
	女性運転者平均	39,700 (27.7)	40,500 (35.8)	37,300 (26.0)	10,900 (9.6)	77,000 (53.7)	51,400 (45.4)	50,600 (35.3)	48,900 (43.2)	15,700 (11.0)	12,800 (11.3)	143,300 (100.0)	113,100 (100.0)
	けん引	98,500 (53.4)	54,500 (35.1)	17,500 (9.5)	8,500 (5.5)	116,000 (62.9)	63,000 (40.6)	50,900 (27.6)	70,300 (45.3)	17,400 (9.4)	22,000 (14.2)	184,300 (100.0)	155,300 (100.0)
	大型	67,700 (39.7)	62,600 (41.9)	30,700 (18.0)	11,400 (7.6)	98,400 (57.6)	74,000 (49.5)	55,500 (32.5)	58,900 (39.4)	16,800 (9.8)	16,500 (11.0)	170,700 (100.0)	149,400 (100.0)
	中型	29,600 (22.4)	36,000 (32.8)	31,200 (23.6)	12,900 (11.8)	60,800 (46.0)	48,900 (44.6)	57,200 (43.3)	49,700 (45.3)	14,200 (10.7)	11,100 (10.1)	132,200 (100.0)	109,700 (100.0)
	準中型	12,000 (7.8)	28,300 (30.6)	79,100 (51.6)	8,800 (9.5)	91,100 (59.4)	37,100 (40.1)	41,600 (27.1)	39,900 (43.1)	20,700 (13.5)	15,500 (16.8)	153,400 (100.0)	92,500 (100.0)
	普通	12,500 (17.0)	8,700 (18.1)	12,700 (17.3)	8,400 (17.5)	25,200 (34.2)	17,100 (35.6)	39,800 (54.1)	26,700 (55.5)	8,600 (11.7)	4,300 (8.9)	73,600 (100.0)	48,100 (100.0)
	女性事務員	600 (2.5)	1,500 (6.0)	1,900 (7.9)	2,800 (11.2)	2,500 (10.3)	4,300 (17.3)	17,200 (71.1)	15,400 (61.8)	4,500 (18.6)	5,200 (20.9)	24,200 (100.0)	24,900 (100.0)
	女性荷扱手	900 (1.8)	1,300 (3.8)	18,500 (36.2)	3,000 (8.8)	19,400 (38.0)	4,300 (12.6)	23,700 (46.4)	22,500 (65.8)	8,000 (15.7)	7,400 (21.6)	51,100 (100.0)	34,200 (100.0)
	女性整備・技能員	—	10,000 (11.8)	—	49,200 (58.1)	—	59,200 (69.9)	11,800 (90.1)	23,900 (28.2)	1,300 (9.9)	1,600 (1.9)	13,100 (100.0)	84,700 (100.0)
	全職種平均	34,200 (27.0)	38,100 (32.7)	22,800 (18.0)	12,700 (10.9)	57,000 (45.0)	50,800 (43.6)	54,500 (43.0)	51,900 (44.5)	15,300 (12.1)	13,900 (11.9)	126,800 (100.0)	116,600 (100.0)
	合計	男性運転者平均	51,100 (31.9)	54,600 (37.5)	29,400 (18.4)	13,000 (8.9)	80,500 (50.2)	67,600 (46.4)	65,600 (40.9)	63,100 (43.3)	14,100 (8.8)	15,000 (10.3)	160,200 (100.0)
けん引		58,700 (33.6)	46,300 (31.2)	20,300 (11.6)	12,400 (8.4)	79,000 (45.3)	58,700 (39.6)	81,100 (46.5)	73,300 (49.5)	14,400 (8.3)	16,200 (10.9)	174,500 (100.0)	148,200 (100.0)
大型		75,300 (39.1)	74,700 (41.8)	28,200 (14.6)	16,300 (9.1)	103,500 (53.8)	91,000 (50.9)	73,800 (38.3)	69,500 (38.8)	15,200 (7.9)	18,400 (10.3)	192,500 (100.0)	178,900 (100.0)
中型		41,600 (28.5)	49,200 (38.3)	28,400 (19.4)	10,800 (8.4)	70,000 (47.9)	60,000 (46.7)	55,800 (38.2)	54,700 (42.5)	20,400 (14.0)	13,900 (10.8)	146,200 (100.0)	128,600 (100.0)
準中型		23,800 (17.6)	37,800 (33.2)	47,800 (35.4)	12,300 (10.8)	71,600 (53.0)	50,100 (43.9)	53,000 (39.2)	52,200 (45.8)	10,600 (7.8)	11,700 (10.3)	135,200 (100.0)	114,000 (100.0)
普通		24,500 (25.3)	8,900 (11.3)	2,800 (2.9)	5,700 (7.2)	27,300 (28.2)	14,600 (18.5)	66,200 (68.3)	59,600 (75.6)	3,400 (3.5)	4,600 (5.8)	96,900 (100.0)	78,800 (100.0)
男性事務員		2,300 (4.5)	1,900 (3.8)	2,500 (4.8)	5,700 (11.3)	4,800 (9.3)	7,600 (15.1)	31,900 (61.8)	32,200 (64.0)	14,900 (28.9)	10,500 (20.9)	51,600 (100.0)	50,300 (100.0)
男性荷扱手		2,700 (3.8)	4,100 (6.8)	10,800 (15.3)	5,000 (8.3)	13,500 (19.1)	9,100 (15.1)	51,300 (72.8)	43,300 (71.9)	5,700 (8.1)	7,800 (13.0)	70,500 (100.0)	60,200 (100.0)
男性整備・技能員		3,900 (8.5)	7,300 (11.7)	3,500 (7.7)	11,200 (17.9)	7,400 (16.2)	18,500 (29.6)	28,200 (61.7)	29,000 (46.4)	10,100 (22.1)	15,000 (24.0)	45,700 (100.0)	62,500 (100.0)
女性運転者平均		36,000 (27.3)	39,000 (35.6)	32,400 (24.5)	10,400 (9.5)	68,400 (51.8)	49,400 (45.1)	48,800 (37.0)	47,300 (43.2)	14,800 (11.2)	12,800 (11.7)	132,000 (100.0)	109,500 (100.0)
けん引		87,900 (50.4)	52,100 (34.5)	16,600 (9.5)	8,100 (5.4)	104,500 (59.9)	60,200 (39.9)	51,100 (29.3)	69,800 (46.2)	18,900 (10.8)	21,000 (13.9)	174,500 (100.0)	151,000 (100.0)
大型		61,600 (37.6)	60,800 (41.0)	27,500 (16.8)	10,600 (7.1)	89,100 (54.4)	71,400 (48.1)	59,700 (36.4)	61,100 (41.2)	15,000 (9.2)	15,900 (10.7)	163,800 (100.0)	148,400 (100.0)
中型		31,200 (25.1)	37,900 (35.2)	26,300 (21.1)	11,600 (10.8)	57,500 (46.2)	49,500 (46.0)	50,800 (40.8)	46,000 (42.7)	16,100 (12.9)	12,200 (11.3)	124,400 (100.0)	107,700 (100.0)
準中型		12,600 (9.7)	23,300 (27.2)	61,600 (47.6)	11,000 (12.9)	74,200 (57.3)	34,300 (40.1)	38,300 (29.6)	37,000 (43.2)	16,900 (13.1)	14,300 (16.7)	129,400 (100.0)	85,600 (100.0)
普通		16,900 (23.2)	11,600 (22.9)	10,000 (13.7)	7,200 (14.2)	26,900 (36.9)	18,800 (37.2)	38,700 (53.1)	27,400 (54.2)	7,300 (10.0)	4,400 (8.7)	72,900 (100.0)	50,600 (100.0)
女性事務員		1,800 (6.2)	1,200 (3.9)	1,400 (4.8)	3,700 (12.1)	3,200 (11.1)	4,900 (16.0)	17,400 (60.2)	16,500 (53.9)	8,300 (28.7)	9,200 (30.1)	28,900 (100.0)	30,600 (100.0)
女性荷扱手		1,100 (2.5)	1,300 (3.9)	12,600 (28.3)	2,600 (7.8)	13,700 (30.8)	3,900 (11.7)	24,800 (55.7)	22,600 (67.7)	6,000 (13.5)	6,900 (20.7)	44,500 (100.0)	33,400 (100.0)
女性整備・技能員		—	7,900 (10.4)	—	41,700 (55.2)	—	49,600 (65.6)	18,200 (93.3)	24,600 (32.5)	1,300 (6.7)	1,400 (1.9)	19,500 (100.0)	75,600 (100.0)
全職種平均		33,900 (27.5)	37,400 (32.8)	21,400 (17.3)	10,400 (9.1)	55,300 (44.8)	47,800 (41.9)	55,700 (45.1)	53,200 (46.6)	12,400 (10.0)	13,100 (11.5)	123,400 (100.0)	114,100 (100.0)

# ◇年齢階級別賃金（賞与を含む）

## 男性

単位:円、( )内は20～29歳=100とする指数

業種	年齢階級		20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均
	職種									
特積	運転者平均		298,800 (88.2)	338,800 (100.0)	397,500 (117.3)	425,400 (125.6)	431,900 (127.5)	337,500 (99.6)	275,000 (81.2)	411,500 (121.5)
	けん引		—	324,000 (100.0)	403,400 (124.5)	444,600 (137.2)	458,800 (141.6)	319,500 (98.6)	387,400 (119.6)	437,000 (134.9)
	大型		—	374,300 (100.0)	437,000 (116.8)	457,900 (122.3)	468,800 (125.2)	389,600 (104.1)	301,300 (80.5)	451,100 (120.5)
	中型		—	302,200 (100.0)	341,500 (113.0)	363,100 (122.6)	363,400 (120.3)	316,900 (99.1)	246,600 (81.6)	351,100 (116.2)
	準中型		304,100 (87.0)	349,500 (100.0)	404,900 (115.9)	428,600 (122.6)	425,000 (121.6)	311,400 (89.1)	313,900 (89.8)	410,700 (117.5)
	普通		248,300 (77.4)	320,700 (100.0)	367,500 (114.6)	405,400 (126.4)	413,300 (128.9)	279,400 (87.1)	187,400 (58.4)	384,000 (119.7)
	事務員		272,600 (86.2)	316,200 (100.0)	372,800 (117.9)	423,400 (133.9)	437,400 (138.3)	348,200 (110.1)	296,800 (93.9)	389,900 (123.3)
	荷扱手		274,300 (89.0)	308,300 (100.0)	347,400 (112.7)	382,500 (124.1)	389,500 (126.3)	273,300 (88.6)	220,100 (71.4)	356,100 (115.5)
	整備・技能員		262,800 (98.8)	265,900 (100.0)	344,400 (129.5)	388,000 (145.9)	402,500 (151.4)	292,300 (109.9)	241,500 (90.8)	358,300 (134.7)
	全職種平均		283,700 (87.5)	324,400 (100.0)	384,900 (118.6)	418,400 (129.0)	424,200 (130.8)	320,200 (98.7)	260,900 (80.4)	398,400 (122.8)
一般	運転者平均		313,600 (89.0)	352,400 (100.0)	371,200 (105.3)	384,000 (109.0)	380,700 (108.0)	323,400 (91.8)	284,300 (80.7)	368,900 (104.7)
	けん引		—	382,600 (100.0)	429,000 (112.1)	445,700 (116.5)	453,000 (118.4)	381,900 (99.8)	322,700 (84.3)	435,900 (113.9)
	大型		—	379,300 (100.0)	387,100 (102.1)	399,300 (105.3)	393,000 (103.6)	341,500 (95.0)	327,700 (86.4)	386,600 (101.9)
	中型		—	355,000 (100.0)	343,200 (96.7)	340,500 (95.9)	330,300 (93.0)	288,400 (81.2)	247,100 (69.6)	331,500 (93.4)
	準中型		313,400 (95.1)	329,700 (100.0)	335,400 (101.7)	337,500 (102.4)	337,800 (102.5)	282,400 (85.7)	235,500 (71.4)	325,900 (98.8)
	普通		313,700 (103.4)	303,300 (100.0)	331,600 (109.3)	347,400 (114.5)	345,000 (113.7)	268,000 (88.4)	230,900 (76.1)	323,500 (106.7)
	事務員		217,500 (71.1)	305,700 (100.0)	376,800 (123.3)	432,300 (141.4)	465,200 (152.2)	377,100 (123.4)	275,100 (90.0)	405,700 (132.7)
	荷扱手		219,600 (80.9)	271,400 (100.0)	325,800 (120.0)	355,000 (130.8)	354,400 (130.6)	281,000 (103.5)	208,400 (76.8)	323,800 (119.3)
	整備・技能員		255,000 (87.6)	291,200 (100.0)	341,400 (117.2)	370,700 (127.3)	394,100 (135.3)	315,300 (108.3)	261,800 (89.9)	350,100 (120.2)
	全職種平均		235,700 (72.5)	324,900 (100.0)	363,200 (111.8)	386,400 (118.9)	387,600 (119.3)	325,500 (100.2)	271,300 (83.5)	366,900 (112.9)
合計	運転者平均		302,000 (87.0)	347,100 (100.0)	385,100 (110.9)	405,700 (116.9)	404,700 (116.6)	328,600 (94.7)	283,300 (81.6)	389,200 (112.1)
	けん引		—	362,700 (100.0)	420,700 (116.0)	445,200 (122.7)	455,000 (125.4)	369,300 (101.8)	323,500 (89.2)	436,300 (120.3)
	大型		—	377,800 (100.0)	405,300 (107.3)	422,700 (111.9)	422,100 (111.7)	356,400 (94.3)	325,100 (86.1)	410,500 (108.7)
	中型		—	343,900 (100.0)	342,500 (99.6)	350,400 (101.9)	344,100 (100.1)	298,900 (86.9)	247,000 (71.8)	339,200 (98.6)
	準中型		306,100 (90.0)	340,200 (100.0)	391,100 (115.0)	411,200 (120.9)	402,300 (118.3)	298,400 (87.7)	242,500 (71.3)	388,100 (114.1)
	普通		270,100 (85.5)	315,800 (100.0)	358,800 (113.6)	390,100 (123.5)	387,900 (122.8)	274,200 (86.8)	229,000 (72.5)	364,000 (115.3)
	事務員		257,000 (82.5)	311,600 (100.0)	375,100 (120.4)	429,000 (137.7)	455,300 (146.1)	369,500 (118.6)	278,300 (89.3)	399,800 (128.3)
	荷扱手		246,100 (85.3)	288,600 (100.0)	336,100 (116.5)	369,100 (127.9)	374,900 (129.9)	276,300 (95.7)	211,500 (73.3)	340,500 (118.0)
	整備・技能員		261,400 (94.0)	278,200 (100.0)	342,700 (123.2)	377,100 (135.5)	397,400 (142.8)	309,000 (111.1)	260,100 (93.5)	353,400 (127.0)
	全職種平均		264,600 (81.5)	324,700 (100.0)	374,100 (115.2)	402,500 (124.0)	405,100 (124.8)	323,300 (99.6)	269,800 (83.1)	381,800 (117.6)



女性

単位:円、( )内は20～29歳=100とする指数

業種	年齢階級		20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均
	職種									
特積	運転者平均		304,400 (110.7)	275,000 (100.0)	314,600 (114.4)	315,500 (114.7)	303,200 (110.3)	297,600 (108.2)	— —	304,100 (110.6)
	けん引		—	—	—	347,300 —	369,400 —	—	—	353,000 —
	大型		—	375,800 (100.0)	373,200 (99.3)	398,100 (105.9)	354,500 (94.3)	297,700 (79.2)	—	369,800 (98.4)
	中型		—	220,700 (100.0)	282,800 (128.1)	299,900 (135.9)	300,600 (136.2)	321,300 (145.6)	—	286,000 (129.6)
	準中型		304,400 (100.0)	304,300 (100.0)	320,200 (105.2)	284,300 (93.4)	294,300 (96.7)	—	—	296,900 (97.6)
	普通		—	264,400 (100.0)	318,500 (120.5)	299,000 (113.1)	234,500 (88.7)	177,300 (67.1)	—	277,000 (104.8)
	事務員		240,000 (90.4)	265,500 (100.0)	268,100 (101.0)	300,100 (113.0)	288,900 (108.8)	261,500 (98.5)	207,700 (78.2)	279,200 (105.2)
	荷扱手		253,600 (101.4)	250,200 (100.0)	269,500 (107.7)	263,800 (105.4)	264,200 (105.6)	216,600 (86.6)	176,000 (70.3)	258,000 (103.1)
	整備・技能員		—	—	371,300 —	313,400 —	317,900 —	—	—	329,100 —
	全職種平均		249,700 (94.4)	264,500 (100.0)	271,200 (102.5)	296,500 (112.1)	285,000 (107.8)	253,300 (95.8)	193,100 (73.0)	278,300 (105.2)
一般	運転者平均		243,000 (84.8)	286,700 (100.0)	313,300 (109.3)	318,400 (111.1)	356,100 (124.2)	304,000 (106.0)	290,300 (101.3)	323,400 (112.8)
	けん引		—	217,500 (100.0)	397,000 (182.5)	405,700 (186.5)	408,000 (187.6)	—	197,300 (90.7)	392,900 (180.6)
	大型		—	333,600 (100.0)	347,200 (104.1)	336,600 (100.9)	414,400 (124.2)	319,200 (95.7)	—	367,300 (110.1)
	中型		—	315,900 (100.0)	322,600 (102.1)	309,700 (98.0)	306,000 (98.9)	315,900 (100.0)	—	311,900 (98.7)
	準中型		243,000 (87.9)	276,600 (100.0)	272,300 (98.4)	283,200 (102.4)	305,100 (110.3)	255,800 (92.5)	194,500 (70.3)	278,800 (100.8)
	普通		—	251,900 (100.0)	274,200 (108.9)	285,900 (113.5)	276,900 (109.9)	326,000 (129.4)	384,900 (152.8)	281,000 (111.6)
	事務員		213,000 (88.8)	239,900 (100.0)	249,100 (103.8)	271,400 (113.1)	275,800 (115.0)	249,500 (104.0)	213,900 (89.2)	260,400 (108.5)
	荷扱手		207,500 (93.4)	222,200 (100.0)	237,300 (106.8)	246,000 (110.7)	233,800 (105.2)	176,400 (79.4)	121,000 (54.5)	229,100 (103.1)
	整備・技能員		—	—	417,300 —	330,900 —	172,700 —	—	80,000 —	251,100 —
	全職種平均		210,600 (87.2)	241,500 (100.0)	256,400 (106.2)	276,300 (114.4)	283,800 (117.5)	242,300 (100.3)	204,300 (84.6)	264,900 (109.7)
合計	運転者平均		295,600 (104.3)	283,300 (100.0)	313,500 (110.7)	317,600 (112.1)	346,800 (122.4)	300,700 (106.1)	290,300 (102.5)	318,800 (112.5)
	けん引		—	217,500 (100.0)	397,000 (182.5)	393,200 (180.8)	405,400 (186.4)	—	197,300 (90.7)	388,700 (178.7)
	大型		—	337,100 (100.0)	350,300 (103.9)	345,700 (102.6)	409,000 (121.3)	303,100 (89.9)	—	367,700 (109.1)
	中型		—	282,400 (100.0)	312,500 (110.7)	306,900 (108.7)	304,700 (107.9)	318,700 (112.9)	—	304,500 (107.8)
	準中型		295,600 (104.0)	284,300 (100.0)	285,100 (100.3)	283,700 (99.8)	300,800 (105.8)	255,800 (90.0)	194,500 (68.4)	285,500 (100.4)
	普通		—	256,600 (100.0)	285,300 (111.2)	288,300 (112.4)	271,000 (105.6)	288,800 (112.5)	384,900 (150.0)	280,200 (109.2)
	事務員		231,900 (91.7)	252,900 (100.0)	256,500 (101.4)	281,100 (111.2)	279,800 (110.6)	251,900 (99.6)	213,400 (84.4)	267,200 (105.7)
	荷扱手		221,200 (96.3)	229,700 (100.0)	248,400 (108.1)	252,400 (109.9)	246,400 (107.3)	194,100 (84.5)	134,800 (58.7)	239,200 (104.1)
	整備・技能員		—	—	394,300 —	323,900 —	209,100 —	—	80,000 —	277,000 —
	全職種平均		233,400 (92.8)	251,500 (100.0)	261,700 (104.1)	282,900 (112.5)	284,100 (113.0)	245,200 (97.5)	203,300 (80.8)	269,400 (107.1)

男女総合

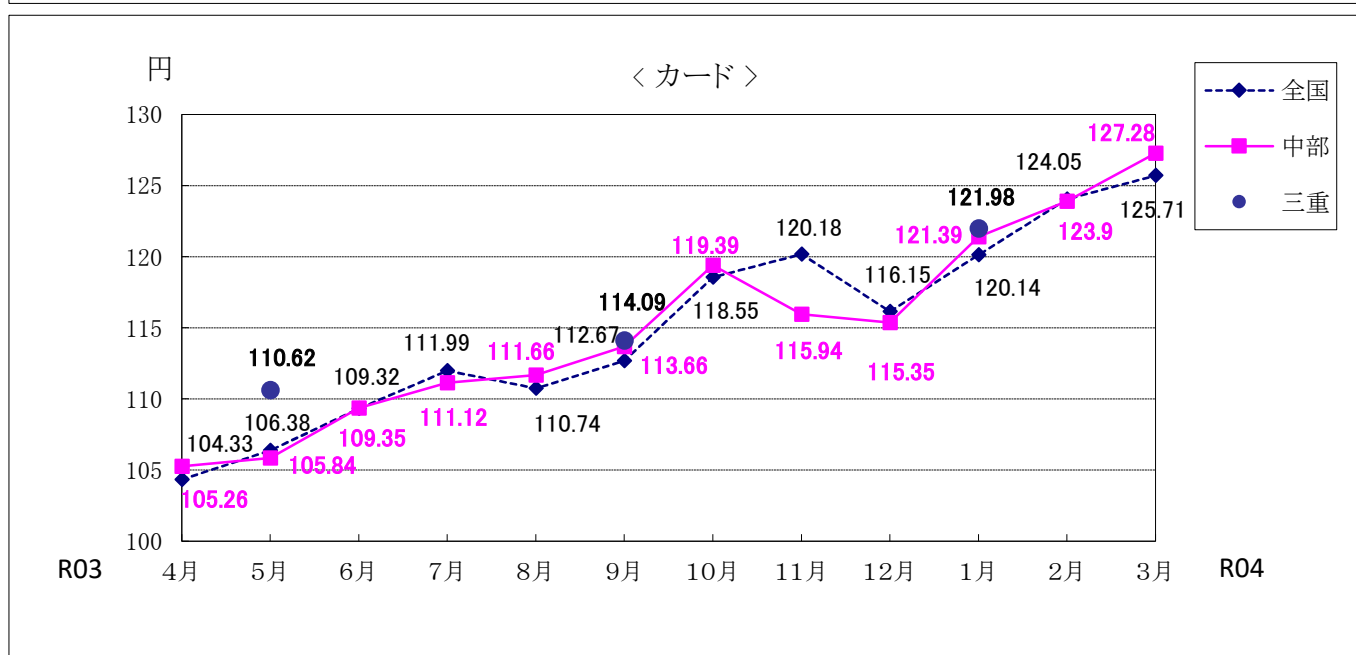
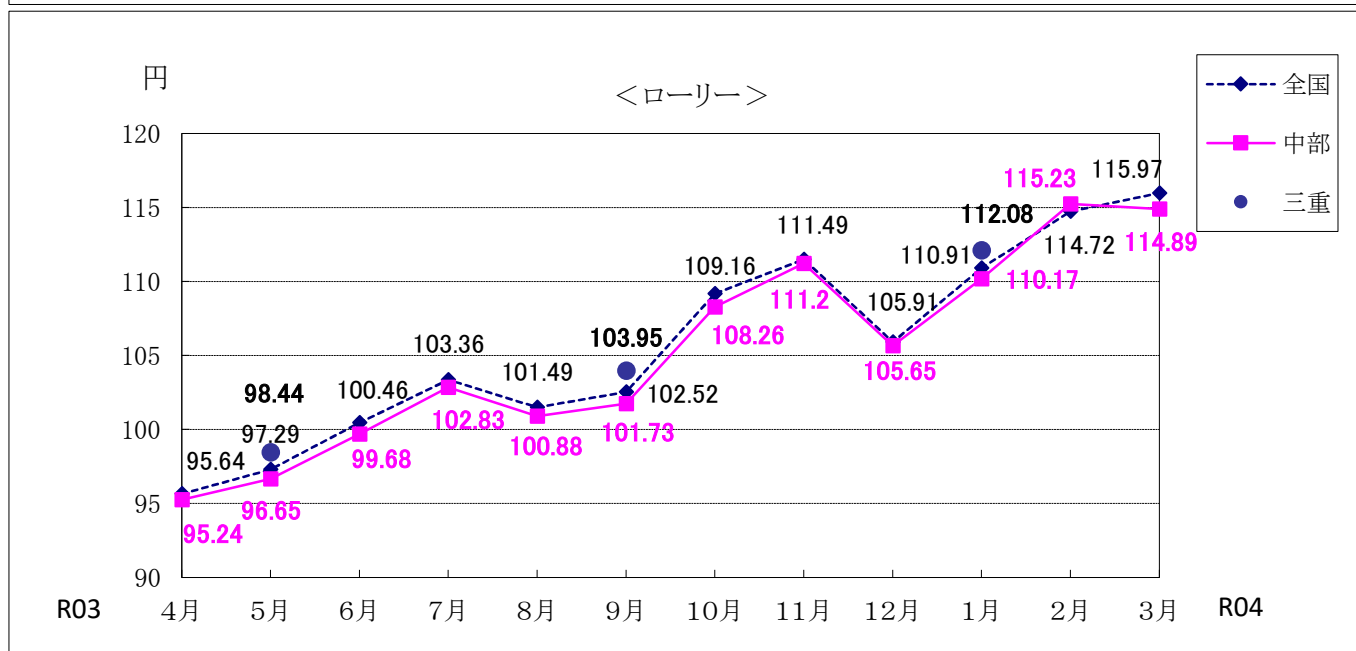
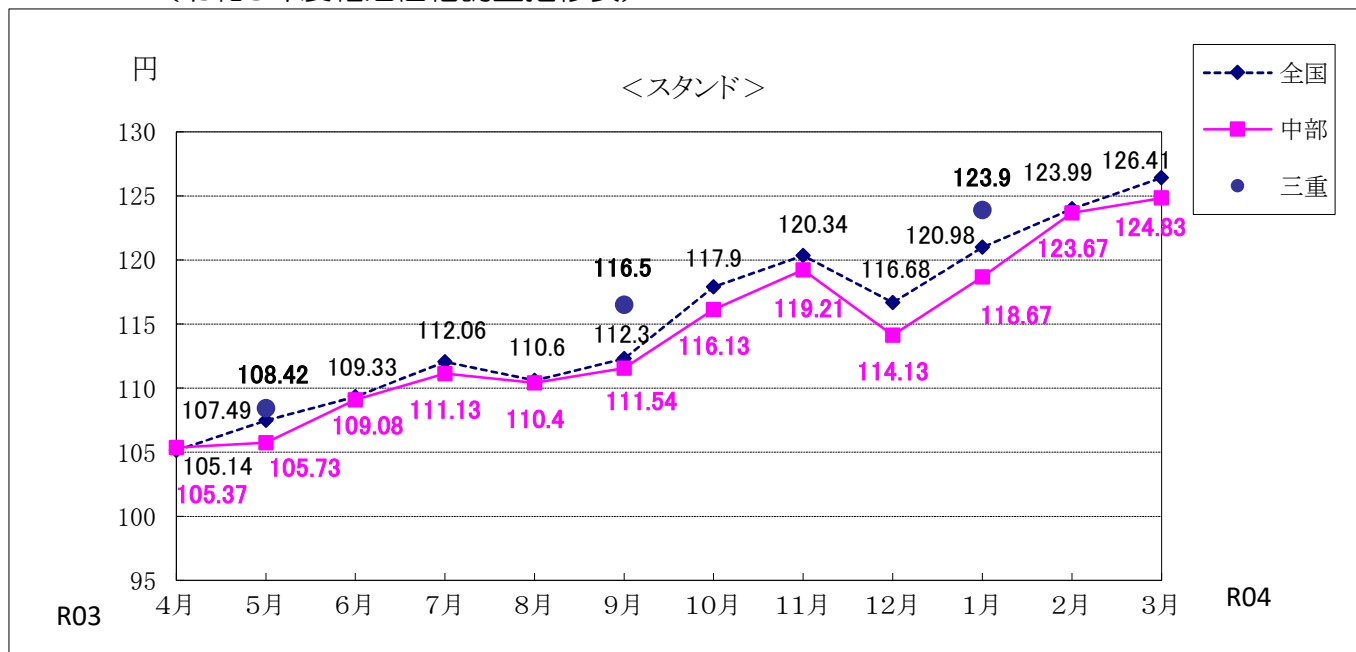
単位:円、( )内は20～29歳=100とする指数

業種	年齢階級		20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均
	職種									
特積全職種			277,900 (88.3)	314,600 (100.0)	377,500 (120.0)	412,300 (131.1)	418,600 (133.1)	318,100 (101.1)	258,400 (82.1)	391,500 (124.4)
一般全職種			231,200 (74.3)	311,000 (100.0)	351,500 (113.0)	375,900 (120.9)	379,400 (122.0)	320,800 (103.2)	267,700 (86.1)	357,200 (114.9)
全職種平均			259,300 (82.9)	312,600 (100.0)	364,400 (116.6)	393,600 (125.9)	397,400 (127.1)	319,800 (102.3)	266,500 (85.3)	372,800 (119.3)

### ③ 軽油価格調査

全国・中部---全日本トラック協会調べ 三重---三重県トラック協会調べ  
 三重については毎月調査ではないため折れ線で結んでいない

(令和3年度軽油価格調査推移表)



## 6. 適正化事業実施機関事業報告

### 1. 適正化実施機関の管理運営と事業法39条の適正化機関事業

#### (1) 組織・体制

適正化事業指導員による巡回指導の円滑な実施を図るため、専任指導員7名、兼任指導員4名の体制で、適正化事業を推進してまいりました。

#### (2) 事業所巡回指導の実施状況（計画・実績）＊新規・特別巡回件数を含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
計画	42	36	47	43	37	47	45	46	37	34	43	43	500
実績	48	13	16	27	33	18	17	48	41	24	5	29	319

#### (3) 新規事業所巡回・労基通報にかかる巡回指導実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実績	0	2	0	2	0	4	0	1	2	0	0	0	11

#### (4) 巡回指導での改善指導概要

項目	主な指導内容	件数
1. 事業計画等	(1) 主たる事務所の変更	1
2. 帳票類の整備 報告等	(1) 運転者台帳の整備 (2) 各報告書の提出	6 26
3. 運行管理等	(1) 運行管理者講習 (2) 過労運転の防止 (3) 点呼の実施 (4) 乗務記録 (5) 運行記録計 (6) 運行指示書 (7) 乗務員に対する指導、監督 (8) 特定乗務員に対する指導、監督（初任・適齢・事故惹起者） (9) 特定乗務員に対する適性診断の受診	15 24 42 2 13 4 30 41 49
4. 車両管理等	(1) 整備管理者研修 (2) 日常点検の実施と管理者の適正な確認 (3) 定期点検の適正な実施及び記録簿の保存	16 5 18
5. 労基法等	(1) 就業規則 (2) 36協定の届出 (3) 健康診断の受診	2 11 27
6. 法定福利	(1) 健康保険、厚生年金への加入	9
7. 運輸安全 マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントの実施	48

## (5) 業務相談

### A) 新規事業者の業務相談

- ①運輸開始にむけての準備 - 新たに事業許可を受けた新規事業者が迅速に運輸開始が出来るよう、必要な書類の提示 ならびに 関連した指導を行った。
- ②新規事業者帳票類活用 - 運輸開始した事業者に対し、関係法令に基づく帳票の整備や法令遵守義務について指導し、また日々の帳票類の管理と活用方法の説明を行った。

B) 個別相談/集団指導 ①個別指導 事業者からの相談や申請書類の手続きに対し、個別訪問等の形で対応)

(6) 街頭パトロール活動 [不法駐車・行方不明事業者調査] 延べ出動日数 13日

## (7) 啓発、広報活動

### A. 荷主に対する啓発、広報活動

- ①物流セミナー 11/16  
三重県総合文化センター レセプションルーム  
(会場 24名、Web 42名)  
「ホワイト物流実現に向けた」東芝グループの  
物流リソース調達安定化の取り組み  
(株)東芝 生産推進部 ロジスティクス企画室  
室長 山田 周氏
- ②過積載防止に係る広報 3月
- ③労働時間短縮に係る広報 3月  
依頼文書、チラシを荷主企業へ送付
- ④テレビ・ラジオ・映画館での広報  
[ 交通事故防止 / 過積載運行防止 ]  
[ 労働環境改善 / 労働時間短縮 ]

### B. 一般に対する広報、啓発

- ①交通安全啓発 [交通安全/事故防止 ]
- ②環境啓発 [ エコドライブ推進 ]  
テレビ (三重テレビ)  
ラジオ (FM三重)  
映画 (イオンシネマ津南、鈴鹿)
- ③社会貢献 [トラックの日] 清掃活動  
トラックの日の清掃活動はコロナの感染状況を踏まえて6支部9箇所141名で実施

## (8) 消費者輸送に係る輸送サービス事業

- ・年間を通じ、協会本部および各輸送サービスセンターにおいて、輸送相談、苦情相談等 消費者向け輸送サービス事業を行った。

## (9) 適正化実施機関の運営 と 全国実施機関・行政との連携

- ①全国 ・全国適正化事業本部長会議 3/3
- ②三重 ・適正化運営委員会 7/27、2/21~25(書面開催)  
・適正化事業評議委員会 10月(中止)、3/17)  
・行政(運輸支局)との連絡会議 4/30、8/3、12/22 毎月第三木曜日に定期開催の計画であったが、コロナの拡大で監査、巡回訪問を自粛し報告事項が乏しいため、運輸支局と調整し3回の開催となった。
- ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会  
事前アンケート打合会議 12/3、1/21(書面協議に変更)
- ③指導員の資質向上 全国実施機関等が開催する研修への参加
- ・安全性評価事業事前説明会 4/6 (Web)
  - ・専門研修 10/6~7 (1名)
  - ・スキルアップ研修 3/29 (1名)
  - ・中部ブロック小規模グループ研修 (中止)
  - ・中部運輸局との連携合同会議 2/10 (Web)
  - ・中部ブロック適正化事業連絡会議 3/7 (2名)

## 2. 適正化機関の運営と補完事業

### (1) 事故防止に係る事業

①各季の交通安全運動実施に係る啓発

②行政からの事故防止に係る通達等の周知

③トラックドライバーコンテスト

6/12 北部輸送サービスセンター

コロナ拡大により、9/11に延期しての開催を模索したが、再度のコロナ拡大に伴い中止した

④「事故防止セミナー」

・健康管理セミナー ～定期健康診断の有効活用～

7/30 三重県トラック会館 参加者 24社 27名

1. 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止  
マニュアル」活用と重要項目の解説

NPO法人ヘルスケアネットワーク 副理事長 作本貞子 様

2. 定期健康診断のフォローアップの手法について

NPO法人ヘルスケアネットワーク 保健師 黒田悦子 様

・過労死・健康起因事故防止セミナー

11/29 北部輸送サービスセンター

参加者 18社 24名

SOMPOリスクマネジメント 株式会社

シニアコンサルタント 羽賀俊之 様

○グループワーク 健康チェックシートによる健康チェック  
あるドライバーの1日の行動/健康職場づくり取組事例

○座学 健康起因事故の現状/健康起因事故を引き起こす  
病気/病気の原因/生活習慣病等の予防方法

・安全プラン2005事故防止セミナー

3/24 北部輸送サービスセンター 参加者 27社 29名

SOMPOリスクマネジメント(株) モビリティコンサルティング部

サービスサポートグループ 野路謙伍 様

「200days安全宣言」活動報告

「トラックの重大事故対策」「小集団情報交換」

・社内講師育成研修 3回講座の2・3回目講座

4/6 三重県トラック会館

[その2] 資料作成編 参加者 18社 27名

7/26 三重県トラック会館

[その3] 伝え方編 参加者 14社 19名

講師 プロデキューブ 高柳勝二 様

⑤自動車事故対策機構が行う運行管理者講習への協力

[基礎講習] 6/2~4、6/8~10、7/12~14、  
11/10~12、12/22~14、1/12~14

[一般講習] 8/4、5、9/3、4、9、10、10/27、  
12/2、3、2/9、10、17



### ⑥運輸支局開催の整備管理者研修への協力

[選任後研修] 10/12、10/19、11/1、11/10、12/7、1/17、1/26、3/1  
[選任前研修] 5/31、7/6、10/6、12/13、2/1

### (2)労働対策に係る事業

- ・「働きやすい職場認証制度」取得セミナー 33名  
7/5 三重県トラック会館 7/15 北部輸送サービスセンター
- ・労務+経営セミナー 2/1 三重県トラック協会 10名 9社 ZOOM 39社聴講

### (3)輸送秩序対策に係る事業

過積載防止対策 依頼文書、チラシを配付

### (4)その他研修事業

- ・新人社員研修 ビジネス講座 4/5 三重県トラック協会 13名 9社)
- ・原価計算セミナー (基礎編) 3/7 三重県トラック協会 25名 17社  
(応用編) 3/8 三重県トラック協会 24名 16社
- ・特殊車両通行許可 オンライン申請 勉強会 12/16 三重県トラック会館 13名 11社
- ・初任運転者特別講習 集合研修  
4/19・21・22 三重県トラック協会・三重県交通安全研修センター 30名 22社  
7/20・21 北部輸送サービスセンター 23名 17社  
10/29・1・2 三重県トラック協会・三重県交通安全研修センター 21名 17社  
1/24・25 北部輸送サービスセンター 18名 13社  
初任運転者特別講習 Eラーニング受講 94名 39社

### (5)安全性評価事業に係る協力

- ・安全性評価事業事前説明会 5/28(Web) 22名 12社
- ・評価申請 114事業所(新規15、更新99)が申請、113事業所(新規15、更新98)が認定を受けた

## 3. 国土交通省 許認可・届出等関連

- (1)届出事項相談 ①車両関係 (増車・減車) 29件  
②その他 (法人役員・事故報告書等) 1,888件
- (2)許認可事項相談 62件

## 4. 支部運営事業

総会・役員会・定例会・支部行事他の件数

支部	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	計
件数	22	19	18	21	26	9	23	6	11	155

## 5. 運行管理者の資格に係る事業

- (1) 運行管理者試験 令和3年度 第1回 第2回試験
- (1) 試験 令和3年8月7日(土)～9月5日(日) (1) 試験 令和4年2月19日(土)～3月20日(日)
- (2) 申請者数605名・受験者数562名 (2) 申請者数589名・受験者555名  
合格者数161名・合格率28.6% 合格者数188名・合格率33.9%
- (2) 運行管理者資格者証交付申請事務

## 6. PRイベント

- ◇鈴鹿サーキット 働くくるま大集合 コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した
- ◇トラックフェスタ 2021

## 7. その他情報

### ①三重県の自動車保有台数

令和4年3月

中部運輸局三重運輸支局

業態別 用途別及び車種別		自家用	事業用	計	対前年比		
					車両数	比率	
貨物	普通車	24,499	17,091	41,590	41,218	100.9%	
	小型車	四輪	56,679	969	57,648	57,527	100.2%
		三輪	8	0	8	8	100.0%
	被けん引車	316	2,766	3,082	2,988	103.1%	
	軽自動車	四輪	170,228	3,490	173,718	173,648	100.0%
		三輪	30	0	30	33	90.9%
	小計	251,760	24,316	276,076	275,422	100.2%	
乗合	普通車	305	1,064	1,369	1,393	98.3%	
	小型車	1,569	263	1,832	1,874	97.8%	
	小計	1,874	1,327	3,201	3,267	98.0%	
乗用	普通車	351,220	166	351,386	346,412	101.4%	
	小型車	333,198	947	334,145	343,569	97.3%	
	軽自動車	477,316	110	477,426	474,906	100.5%	
	小計	1,161,734	1,223	1,162,957	1,164,887	99.8%	
特種 (殊) 用途	普通車	13,251	4,778	18,029	18,009	100.1%	
	小型車	四輪	2,026	307	2,333	2,384	97.9%
		三輪	577	0	577	587	98.3%
	大型特殊車	4,120	60	4,180	4,187	99.8%	
	軽自動車	3,387	188	3,575	3,652	97.9%	
	小計	23,361	5,333	28,694	28,819	99.6%	
二輪車	小型二輪車	28,104	2	28,106	27,365	102.7%	
	軽自動車	-	-	-	-	-	
	小計	28,104	2	28,106	27,365	102.7%	
総合計		1,466,833	32,201	1,499,034	1,499,760	100.0%	

※1

登録自動車数	検査自動車数	軽自動車数
816,179	844,285	654,749

全国総合計（令和4年1月末）
82,562,953

※1 軽二輪車については、紙原簿時データと電子化後データを精査中につき未掲載

## ②交通事故統計表

### 1. 交通事故発生状況

(資料：三重運輸支局)

項目／年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
人身 事故件数	全国 665,138	628,248	573,842	536,789	499,232	472,165	430,345	381,002	309,178	305,425
	三重県 10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	5,440	4,687	3,647	2,966	2,722
死者数	全国 4,411	4,373	4,113	4,117	3,904	3,630	3,532	3,215	2,839	2,636
	三重県 95	94	112	87	100	86	87	75	73	62
負傷者数	全国 825,396	779,660	711,374	665,126	617,931	580,847	524,695	460,715	369,476	361,768
	三重県 13,287	12,885	10,717	9,517	8,153	7,112	6,136	4,688	3,732	3,338

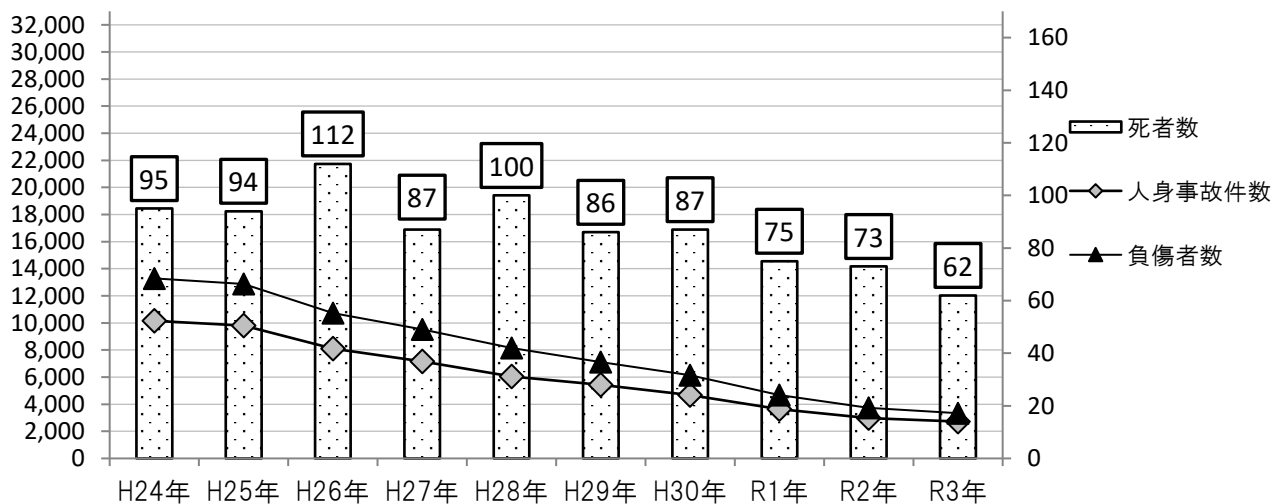
### 2. 事業用貨物自動車交通事故発生状況

項目／年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
重大 事故件数	全国 1,921	2,053	1,908	1,831	1,823	1,894	1,918	1,752	1,629	
	中部管内 226	237	255	243	254	279	260	222	190	
	三重県 30	26	41	32	46	49	34	32	29	33
死者数	全国 698	697	628	625	580	565	558	499	418	
	中部管内 79	95	97	78	84	61	70	63	54	
	三重県 9	10	21	13	19	13	7	7	6	8
負傷者数	全国 1,763	1,930	1,605	1,554	1,625	1,545	1,424	1,357	937	
	中部管内 202	176	253	242	226	228	173	142	108	
	三重県 22	10	48	19	42	35	24	20	18	22

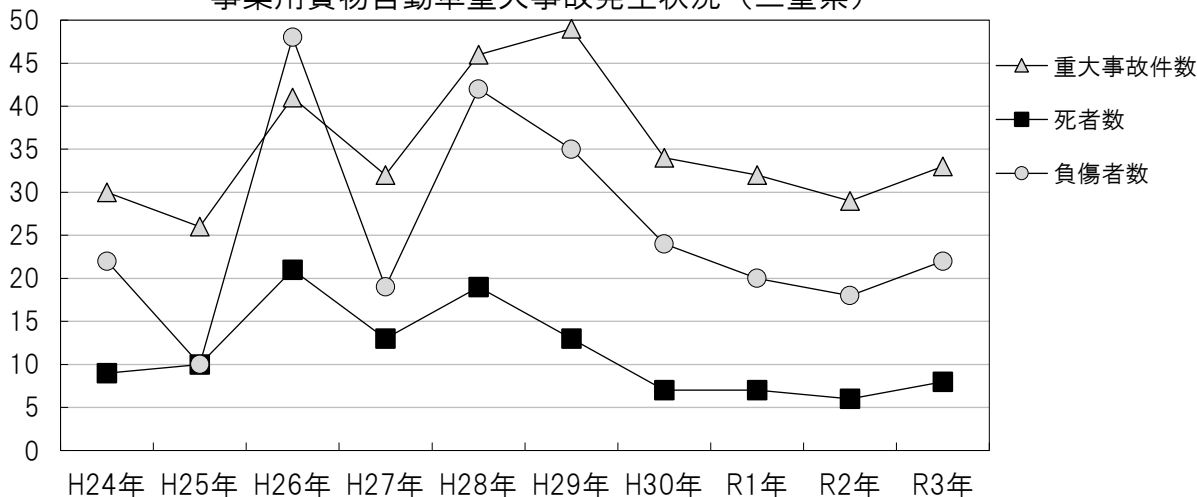
(人身事故件数)  
(負傷者数)

交通事故発生状況 (三重県)

(死者数)



事業用貨物自動車重大事故発生状況 (三重県)





### ③ 令和3年度の情報提供

## 第38回 物流セミナー 荷主・運送事業者対象セミナー 開催概要

- ◆開催日 令和3年11月16日(火)
- ◆場所 三重県総合文化会館「レセプションルーム」  
津市一身田上津部田1234
- ◆参加者 行政 2名、荷主 22名、運送事業者 56名  
計 78名(会場36名 Web42名)
- ◆講演会 株式会社 東芝 生産推進部



ロジスティクス企画部 **山田 周 様**

### 「東芝グループの物流リソース 調達安定化の取組」

三ト協 物流セミナー

## ホワイト物流の実現へ

【三重】三ト協(小林俊二会長、小林運手)はこのほど、ハイブリッド形式で物流セミナーを開催。働き方改革やホワイト物流に関する内容を充実させ、荷主企業とともに相互理解を深める機会とした。

セミナーの初めには、関係行政機関よりトラック事業における情勢報告が行われた。三重労働局労働基準部が「自動車運転者の労働条件」について述べ、主に時間外労働や休日労働を中心とした現状を示したほか、中運局三重運輸支局の輸送・

監査担当者は「担い手にやさしい物流」の実現への政策としてホワイト物流推進運動を挙げ、自主行動宣言提出の検討を呼びかけた。

メインとなった講演会では、「東芝グループの物流リソース調達安定化の取組み」を同社生産推進部ロジスティクス企画部の山田周氏が総説。物流を担う荷主企業の立場から自社の取り組みを紹介し、物流クライシス回避に向けた「共創」の重要性に迫った。(富田 香)



あいさつする小林会長

## 三ト協■物流ゼミ

## 忌憚ない議論で解決を

【三重】三重県トラック協会(小林俊二会長)は11月16日、津市で荷主企業なども招いて物流セミナーを開催した。オンライン参加も可能なハイブリッド形式

(株)東芝の2019年度のテーマとして「ホワイト物流」をグループをあげて取り組みを行った。「物流は経営上重要な要素」という理念もと、顧客ニーズにあわせた提案型物流改革が反響を呼んだ。

ホワイト物流の実現は日本全体の社会的課題。一企業として製造計画や納期の変更など物流に関わる情報伝達機能など改善余地はある。ホワイト物流を目指すパートナー企業としてより良い「物流環境」を共に目指す。

### ◆行政講話

「自動車運転者の労働条件について」

厚生労働省 三重労働局：  
労働基準部 監督課 監督課長 宮田 仁 様

「最近の物流政策 ～ 担い手にやさしい物流を実現」

国土交通省三重運輸支局：  
輸送・監査担当首席運輸企画専門官 渥美 宏 様

で、東芝生産推進部・ロジスティクス企画部の山田周室長が講演を行った。

小林会長は「トラック業界は、深刻化する人手不足や労働時間短縮への対応などで事業環境が大変厳しい。自然災害や感染症に備えた、しなやかで弾力性のある物流を構築するために、発着荷主も含めたサプライチェーン(供給網)全体の理解と協力をお願いしたい」と呼び掛けた。

講演で、山田氏は「製造業にとって、車両とドライバーの安定確保は重要な課題となっている。物流クライシスを運送事業者だけに押し付けるのではなく、荷主と事業者の忌憚らない議論で解決することが大事だ」と述べた上で、東芝グループ27社がホワイト物流推進運動に賛同していることなどを説明した。

(星野誠)

## ◆労働時間の規制 と 労働力確保、国交省標準的運賃

2023年問題 2024年問題

**働き方改革をすすめる上での 労働規制を記載しています**

【 労働規制への対応 】【 労働力不足 】を乗り越え  
健全な運送事業が経営出来るよう  
国交省が示した運賃が【 標準的な運賃 】です

- ① **残業時間の上限規制** … 一般職に(ドライバーは除外です)適用されています  
月45時間・年360時間 事務 作業職 運行管理者/整備管理者等が該当します  
※ 中小企業も 2020年4月～ 適用開始となりました。 大企業は 2019年4月から

◎**残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

◎臨時的な特別の事情で **労使が合意する場合でも、下記時間を超えることはできません。**

- ・年720時間以内
  - ・複数月平均80時間以内  
(休日労働を含む)
  - ・月100時間未満(休日労働を含む)
- ※ 月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。  
※ 原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

法律で残業時間の上限が定められ、上記を超える時間の残業はできなくなりました。

2024年問題 2024年4月～

- ② **トラックドライバーの残業時間上限 年960時間に規制されます**

2023年問題 中小企業は 2023年4月～ 大企業は既に適用中

- ③ **月60時間を超える残業は、割増賃金率が50%に引き上げられます**

- ④ **年5日の 年次有給休暇を取得させる義務** 2019年 4月～適用中

\* 継続勤務6か月以上の年10日以上有給休暇が付与される労働者に、年に5日の有給休暇を取得できない場合「30万円以下の罰金」が科されます。罰金は従業員1人につき1罪となるため、従業員10人の企業で全員が年に5日を取得できなかった場合は、最大で300万円の罰金です。

労働基準監督署によると、有給休暇について労働者から「取得できない」と申告されるケースがあるそうです。今後、事業者への聞き取りを行い、取得させていない場合は 改善の指導から始まり、その後「勧告」等へ。是正されない場合は「罰金」へと進んでいく可能性があります。

### 有給休暇とは

従業員が仕事を休んでも出勤扱いとなり、その日の給料が支払われる休暇です。下記の基準を満たせば、初年度は10日、それ以降は勤続年数に応じて最大20日まで付与する必要があります。

基準① 半年間継続して雇っている従業員である。

基準② 勤務した半年間の全労働日のうち8割以上出勤している。

( \* 全労働日の7割しか出勤しなかった場合は、有給休暇を与える義務はありません )



- 注意点① すべての雇用主は、毎年新たに付与される法定の年次有給休暇が10日以上ある従業員全員に、毎年確実に5日間有給休暇を取得させる義務を負います。
  - \* 従業員には管理者やパートタイマーも含まれます。週所定労働日数が少ない労働者であっても継続雇用され、全労働日のうち8割以上出勤していれば、有給休暇は必要です。
- 注意点② 年5日の義務化は、下記の方法で計画的に休む日を決め消化させて下さい。
  - ・使用者による時季指定／雇用主が労働者に有給休暇の希望日をヒアリングし指定する。
  - ・労働者自らの希望で／労働者が自分が有給休暇を取得したい日程を会社に申請する。
- ・計画的付与制度／雇用主が全社一斉あるいは部署ごとに有給休暇取得日を5日定める。
- 注意点③ 雇用主と労働者の間で労使協定を締結することで1年間に5日の範囲で有給休暇を時間単位で取得が認められます。
- 注意点④ 時季指定の対象労働者の範囲、時季指定の方法は **就業規則** に記載が必要。
- 注意点⑤ 年次有給休暇を管理する、年次有給休暇管理簿を作成し 3年間保管ください。
  - 年次有給休暇管理簿は労働者ごとに作成し、時季、日数、基準日を記載します。
  - \* 既に有給休暇を取得した場合は、年5日の義務日数から、取得済み日数分減算した日数が義務日数となります。

## ◆ 労働に関する時間規制 <従来より継続している内容>

労働時間等を管理する上で必要な 時間規制等 をまとめています。

### ◇労働時間の基本

- ◇**週40時間** …… 1週間の労働時間は、休憩期間を除き 40時間 が基本です。(法定労働時間)
- ◇**1日8時間** …… 1日の労働時間は、休憩期間を除き 8時間 が基本です。(法定労働時間)
- ◇**休憩時間** …… 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上、労働時間の途中で、労働者が自由に使える休憩時間が必要です。
  - ・ 所定労働時間(会社で決める労働時間)は、上記の法定労働時間内となるように定めます。
- ◇**休日** …… 所定労働時間1日8時間の場合、労働5日+休日2日の週休2日となります。(週休1日の場合、週40時間とするには=1日の所定労働時間は6時間40分となります)
  - ・ なお、法定休日として、週に1回 あるいは 4週を通じて4日の休日が最低必要と法律で定められています。週休2日の場合も法定休日はどの日か特定が必要です。

#### ・ 時間外勤務や休日労働

上記で定められた労働時間を超過する勤務や、休日に労働する必要がある場合、労働者との間で一定の基準が協定してあり、労働基準監督署に届出た場合は、その協定の範囲内で労働可能となります。協定(36協定)が無ければ時間外勤務や休日労働をさせることは出来ません。**(36協定・書式添付)**

#### ※時間外勤務・休日労働等の割増賃金

時間外労働、深夜労働、休日労働等には、割増賃金を支払わなくてはなりません。

賃金計算方法が 運賃出来高、売上げ歩合等に基づく場合であっても、時間外労働、深夜労働、休日労働等に対する割増賃金の支払いが免除されるものではありません。ご注意ください。

時間外、深夜働、休日等	時間	割増率
・ 時間外労働(法定内)	→ 所定労働時間を超え、1日8時間、週40時間以内	→ 割増なし
・ 時間外労働(法定外)	→ 法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える残業	→ 25%
・ 法定休日労働	→ 法定休日の労働時間	→ 35%
・ 深夜労働	→ 22:00～5:00の労働	→ 25%
・ 時間外労働+深夜労働	→ 法定外時間外+22:00～5:00	→ 25%+25%=50%
・ 法定休日労働+深夜労働	→ 法定休日+深夜労働の時間	→ 35%+25%=60%

上記は、原則的な内容にてお示ししています。 変形労働時間制、交替制勤務などにより、柔軟に時間を設定した働き方もございますので、各社の労働時間対応についての詳細は労働士事務所または労働基準監督署でご確認／ご相談いただきますようお願いします。

**トラックドライバーは、事務職・作業職・運行管理者/整備管理者とは、異なった労務管理が必要です。ドライバーは下記基準もご確認ください。**

## ◇自動車運転者(ドライバー)に適用される労働時間等 改善基準

トラックドライバーは 長時間労働になる事が多いため、労働時間等の改善基準が告示されています。

・拘束時間 …… 労働時間と休憩仮眠時間の合計

### ① 1ヶ月の上限 293時間

(労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束が3,516時間を超えない範囲内で320時間まで延長可)

・始業から終業までの拘束時間を1カ月間集計して確認します。

### ② 1日 原則13時間 ※ 最大16時間

・15時間超えは1週2回以内が限度です。

このため、片道拘束15時間を超える長距離輸送の往復は週1回しか出来ません。

始業からの24時間が1日のため、この24時間以内に次の勤務が始まる場合、先の24時間が到達するまでの次の勤務は 前日/当日両方の拘束として時間はダブルでカウントします。

・**休息期間** …… 1日(始業からの24時間が1日)の勤務が終わり、次の勤務までの間の、睡眠時間を含む全く自由な時間として

継続8時間以上の休息が必要です。

運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。

・**運転時間**

### ① 1日の運転は、2日平均で9時間が限度

特定の起算日を含み その前後 各々2日の平均運転時間が、両方9時間を超えると違反です。

### ② 1週間の運転は2週間平均で44時間が上限

特定の起算日から2週間毎に区切り、1週目の運転時間合計と2週目の運転時間を合計し、平均します。2週平均44時間以内なら良いです。

・**連続運転時間** …… 4時間が限度です

運転開始後、4時間以内 または 4時間経過直後に30分以上の運転離脱が必要です。(1回 連続 10分以上かつ合計30分以上であれば分割可能)

### 拘束時間・休息期間の特例

・**休息期間の分割**

業務上やむを得ない場合に限り、始業からの24時間に、1回が継続4時間以上、合計10時間以上に分割した休息でも可能です。  
(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)

・**2人乗務の特例**

2人乗務(ベッド付)の場合、1日の最大拘束時間は20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できます。

・**隔日勤務の特例**

①2暦日の拘束時間は21時間が上限です

②2週間で3回までは24時間が可能です  
(夜間4時間以上の仮眠付きが条件)

ただし2週間で総拘束時間は126時間まで。

③勤務終了後、継続20時間以上の休息が必要。

・**フェリーに乗船する場合の特例**

勤務の途中のフェリー乗船は休息期間とします。

この休息は必要な休息時間8時間から減算出来ます。ただし減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはなりません。

・**時間外労働/休日労働** …… 左記の拘束時間の上限範囲内で労使協定が必要です(36協定)

・休日労働は、2週間に1回が限度です。

・**休日の取扱い**

休日は休息期間+連続24時間で成立します。

なお、いかなる場合であっても連続30時間を下回ってはなりません。2日連続の休日の場合、2日目は連続24時間以上あれば良いです。

・**適用除外**

緊急輸送・危険物輸送等の業務については労働基準局長の定めにより適用除外です。

## ◆ 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等から、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として設けられたものです。

○国土交通省告示第575号

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)附則第1条の3第1項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を次のように定めたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和2年4月24日

国土交通大臣 赤羽一嘉

### 標準的な運賃 (中部運輸局)

#### 1. 距離制運賃表

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

## 2. 時間制運賃表

(単位：円)

種別		車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	35,710	42,130	53,700	67,370
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	21,430	25,280	32,220	40,420
加算額	基礎走行キロを超える場合は 10kmを増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算した時間によ り加算額を計算する)		3,430	3,590	3,850	4,550

## 3. 運賃割増率

【特殊車両割増】	冷蔵車・冷凍車	2割
【休日割増】	日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
【深夜・早朝割増】	午後10時から午前5時まで運送した距離	2割

## 4. 待機時間料

時間	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分を超える場合において30分 までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

## 5. 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

## 6. 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

## 7. 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

## 8. その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 燃料サーチャージについて

## 1. 以下の算出方法による。

基準価格：100.0 円 スタンド価格による。 改訂する刻み幅：5.0 円  
 改定条件：改定の刻み幅 5.0 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。  
 廃止条件：軽油価格が 100.0 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式：(距離制運賃) 走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)  
 (時間制運賃) 平均走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

## 2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、  
刻み幅の0.5倍  
の額を基準価格  
に加算した額と  
した。

※ 上昇額は下記  
とした。  
(代表価格－基準価格)

## 3. サーチャージ額算出のための車両燃費は右のとおり。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	○○ km/L
中型車(4tクラス)	○○ km/L
大型車(10tクラス)	○○ km/L
トレーラー(20tクラス)	○○ km/L

## 4. 時間制運賃を算出する上での条件は右のとおり。(平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

## 5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。



## ◆ 三重県の最低賃金

2021年  
10月1日 から 三重県 の

地域別最低賃金は

**902** 時給 円

午後10時～午前5時に勤務する場合  
深夜割増25%を加算 **1,128** 時給 円

「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあり

今年の新しい最低賃金は10月1日から  
**902円**／時給となります。

最低賃金の引き上げに関連して、生産性の向上を支援することで賃金引上げを推進する「業務改善助成金」があります。

中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けて、業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充が行われました。生産性を向上させることで事業場内最低賃金の引上げにご活用ください。

今一度、下記にて **御社の最低賃金をご確認ください。**

\*最低賃金額換算の詳細は、[労務士様、労働基準監督署](#)でご確認ください。

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

**基本給 + 諸手当\***

\*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象  
でない

●一時金(ボーナス) ●残業代 ●精皆勤手当  
●通勤手当 ●家族手当 ●その他臨時の手当

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

賃金の総額を、当該賃金計算期間に労働した総労働時間数で割って時間当たりの金額に換算します。

### 【完全歩合給制の例】

当月の総支給額が143,650円。うち歩合が136,000円、時間外割増5,100円、深夜割増が2,550円。

なお、会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間、当月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間 の場合。

(1) Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除く。

$$143,650 - (\text{時間外割増 } 5,100\text{円} + \text{深夜割増 } 2,550\text{円}) = 136,000\text{円}$$

(2) この金額を月間総労働時間数で割り、時間当たりの金額に換算する。

$$136,000\text{円} \div 200\text{時間} (\text{平均所定労働時間 } \text{月}170\text{H} + \text{当月時間外}30\text{H}) = \text{時給 } 680\text{円} \dots \times$$

### 【固定給と歩合給が併給される歩合給制の例】

当月の総支給額が192,238円。うち、固定給が119,000円（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等、対象外金額を除いた額）、歩合給42,000円、固定給に対する時間外割増26,250円、固定給に対する深夜割増が2,625円、歩合給に対する時間外割増が1,575円、歩合給に対する深夜割増が788円。

なお、会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間、当月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間 の場合。

(1) 固定給を1箇月平均所定労働時間で割る →  $119,000\text{円} \div 170\text{時間} = \text{時給換算 } 700\text{円}$

(2) 歩合給（最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額）を月間総労働時間数で割る

$$42,000\text{円} \div 200\text{時間} (\text{平均所定労働時間 } \text{月}170\text{H} + \text{当月時間外}30\text{H}) = \text{時給換算 } 210\text{円}$$

(3) 固定給の時間換算額と歩合給の時間換算額を合計。  $700\text{円} + 210\text{円} = \text{時給 } 910\text{円} \dots \circ$



# ◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニングで(Web講習)できます

津と四日市で初任運転者特別講習を実施しておりますが、それに加え、Eラーニング教育教材もご利用いただけるようになりました。数ヶ月に1度の開催日程をお待ちいただくことなく、会員事業所において会社のパソコンからWebで受講いただくことが可能となりました。

◇**受講申込みは、お電話で承ります。** 三重県トラック協会 業務部

お申込み電話 **059-227-6767**


◇内容 初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、  
12時間をパソコンで学習します。  
12項目、各1時間 合計12時間のEラーニングです。

会員様 **受講無料** です

なお、実際に車両を用いて行う指導は含まれていないため、「日常点検」「車高、視野、死角内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、15時間の指導時間として下さい。(指導記録も残して下さい)

◇申込み ①受講は予約制です。受講開始日を予約いただき、開始日を含め5日以内に全カリキュラム12時間の学習を修了して下さい。修了しますと、指導記録簿が発行されます。

②ご予約の際、会社名・氏名・メールアドレスを頂戴します。



トラックドライバー様  
安全教育システム

**「グッドラーニング！」**

Learning & Management System  
for SAFE DRIVING !

- ★パソコン、タブレット、スマホで**個別受講**、大人数での**集合研修不要**
- ★24時間**いつでもどこでも何度でも**受講できる
- ★**国交省の指導指針に準拠**した最新の講座内容、内容は毎年リニューアル
- ★**動画やイラスト、音声解説**で分かりやすい
- ★講座はすべて**オンライン配信**、研修管理の作業は不要
- ★理解度チェックテストで**効果測定後、適格なフォロー**が可能

## 理解度バツグン！ 目と耳で学ぶ「体験型」

【CGを使った危険予測トレーニング】



状況は色や音から危険色に変わった前後の経験なタイミング、右折開始。

【イラストと音声で分かりやすい解説】

トレーラの特徴に合わせた運転

制動時の挙動特性

ジャックアップ現象



トラックリアロック

トレーラースイング現象



トレーラのタイヤロック

フックアウト現象



トラックフロントロック

※各項目は、受講者のレベル別、レベル別講習

**飲酒運転防止のための留意点**

アルコールの代謝時間の目安 (体重70kgの男性の場合)

ビール中瓶 (500ml)	3時間	ビール大瓶 (700ml)	4時間	ウイスキーダブル (40ml)	3時間
日本酒1合 (180ml)	3時間	ワイン1杯 (120ml)	2時間	ハイボール (500ml)	4時間

乗務前のアルコールチェックを確実に実行しましょう！

<参考> 初任運転者に対する国交省指導監督指針(合計35時間)

- ①一般的な指導及び監督内容全てを 15時間以上 実施する。
- ②安全な運転方法を実際に運転させ20時間以上添乗指導する。

# ◆ 健康起因の重大事故 行政処分を行うべき違反行為と日車数

一部改正

## 健康起因の重大事故について

健康状態の把握を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反が 行政処分の対象になりました。

【処分基準の追加事項】 適用条項(法17条 第1項 第1号 第6項)

違反行為事項	基準日車	
	初違反	再違反
【施行日】 令和3年6月1日 (※令和3年5月28日 改正)	初違反	再違反
1. 疾病、疲労等のおそれのある乗務 (注1)		
①未受診者 1名	警告	10日車
②未受診者 2名	20日車	40日車
③未受診者 3名以上	40日車	80日車
2. 未受診者による健康起因事故が発生したもの (注2) (注3)	40日車	80日車
3. 疾病・疲労等乗務	80日車	160日車
4. 薬物等使用乗務	100日車	200日車

(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させること。

(注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患 及び 意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。

(注3) 事業者が下記の①、②のいずれかに該当した場合

①事業者が当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合。

②健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患 及び 意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合。

※ 「2. 未受診者による健康起因事故が発生したもの」を適用した運転手は  
「1. 疾病、疲労のおそれのある乗務」の対象者から除く

# ◆ 健康診断の実施とその後の流れについて

## ■健康診断

事業者は労働者に対して、1年以内ごとに1回、医師による健康診断を行わなければなりません。  
また、常時使用する労働者を雇い入れた場合も健康診断を行わなければなりません。

その結果について様式に基づいた健康診断個人票を作成して5年間保存する義務があります。

## ■深夜労働者の健康診断

深夜労働者(22:00～5:00の間に労働する者)に対し、1年に2回(6ヶ月以内に1回)健康診断を受診させなければなりません。

(※健康診断を受けた日前6ヶ月間を平均し1ヶ月当たり4回以上深夜業務に従事した者は深夜労働者に該当します。)

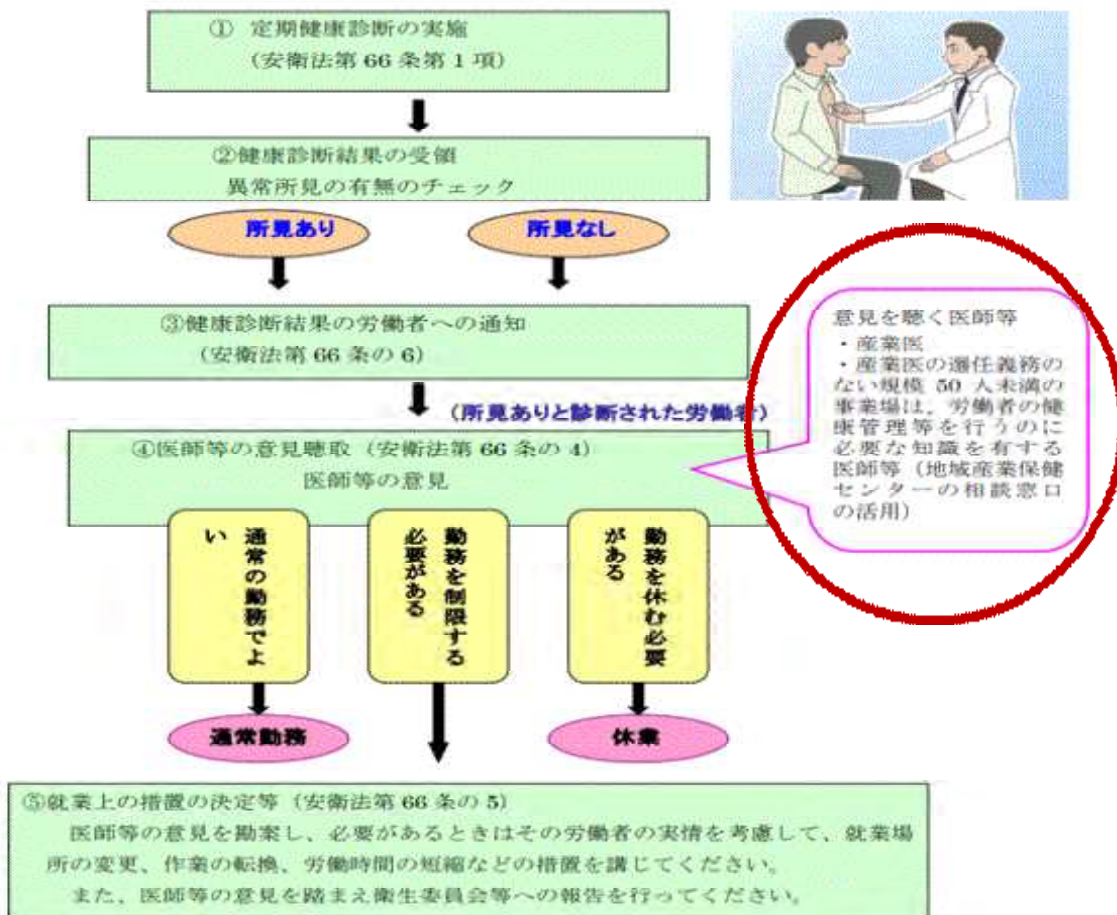
## ■労働者が行き付けの医療機関で健康診断を受診した場合

労働者は、事業者の行う健康診断を希望しない場合には、自ら他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を事業者に提出します。

## ■新規採用者の健康診断の特例

常時使用する労働者を雇い入れた場合で、その者が3ヶ月以内に健康診断を受けており、医師による健康診断の証明書を提出したときは健康診断を実施する必要はありません。

● 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて



従業員健康診断結果をご確認頂き、**所見あり**と判断された場合は、**産業医** 若しくは、**地域の産業保健センター** 窓口を  
ご活用頂き**医師等の意見を聴取**下さい。

三重県内の産業保健センター一覧			電話番号 F A X	担当地区	営業日
桑名地域 産業保健センター	511-0811	桑名市東方尾弓田3038 桑名医師会 健康福祉センター 2 階	0594-25-3481 同上	桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	火・水・木
四日市地域 産業保健センター	510-0087	四日市市西新地14-20 四日市医師会館内	080-9370-2042 059-352-8050	四日市市 三重郡	火・水・木
鈴鹿亀山地域 産業保健センター	513-0809	鈴鹿市西条5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-384-0230 同上	鈴鹿市 亀山市	火・水・金
津地域 産業保健センター	514-0002	津市島崎町97-1 津地区医師会館内	059-227-5252 059-227-5263	津市	月・水・金
松阪地域 産業保健センター	515-0076	松阪市白粉町363 松阪地区医師会館内	0598-21-3308 同上	松阪市 多気郡	火・木・金
伊勢地域 産業保健センター	516-0035	伊勢市勢田町613-12 伊勢地区医師会館内	0596-26-1020 0596-23-6485	伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡	火・木・金
伊賀地域 産業保健センター	518-0823	伊賀市四十九町1929-42 伊賀医師会館内	0595-24-3613 0595-24-3409	伊賀市 名張市	月・火・水
東紀州地域 産業保健センター	519-4324	熊野市井戸町750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-6039 同上	熊野市・尾鷲市 北牟婁郡・南牟婁郡	火・水・金



## ◆ 健康状態に起因する事故 睡眠時無呼吸症候群が追加へ

### 「自動車事故報告書の取扱要領」の一部改正(令和4年4月1日施行)

運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事故（脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故【速報事故】）に加え、「睡眠時無呼吸症候群が疑われる 居眠り運転、漫然運転」を伴う事故が発生した場合、「自動車事故報告」に疾病名を明記し報告しなければならなくなりました。

## ◆ 整備管理規程の内容が更新されました

整備管理規定については、下記のとおり 内容を改正または追記することとなりました。次ページに、内容を更新した新しい整備管理規程を記載しています。参考として下さい。

### ○令和2年4月1日施行の車両法改正に伴い「分解整備」から「特定整備」へ改正

自動車整備制度は、エンジンやブレーキなど取り外して行う「分解整備」から電子制御装置整備に拡大するとともに、「自動車運行装置」を追加したことから名称を「特定整備」に改めた。

#### （特定整備）への改正

第〇〇条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者による作業を依頼するものとする。

### ○令和3年1月26日付の輸送安全規則の解釈及び運用についての改正

大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、摩耗した冬用タイヤの雪道での使用を抑制する。

#### （冬用タイヤの点検整備）の追記

第〇〇条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ制作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

### ○車輪脱落事故防止対策に関する事項の追記

（※車両総重量8ト以上又は乗務定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る）  
大型車の車輪脱落事故については、令和2年度の事故発生件数は平成11年度からの統計上最多の131件と危機的な状況となっている。

#### （大型車の車輪脱落事故防止措置）の追記

第〇〇条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。

- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。
- 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表（別紙3-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。
- 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表（別紙3-2）に記入するものとする。
- 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表（別紙3-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実にに行われていることを確認するものとする。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

### (整備管理者の選任等)

第2条 整備管理者の選任は、規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

- 2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したときその他規則第70条第1項第3号に該当する場合には、15日以内にその旨を自動車の使用本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。
- 3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合にあっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
- 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。
- 5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

### 整備管理組織図



### (補助者との連携等)

第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

- 2 整備管理者は、自らが営業所に不在の時に補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
- 3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求めその職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

### (運行管理者との連携等)

第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

- 2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
- 3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

(整備管理規程の改廃)

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止するときには、代表者と十分調整するものとする。

## 第2章 権限及び職務

(整備管理者の権限)

第6条 整備管理者は、規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

(整備管理者の職務)

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者に実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 日常点検表(別紙2)や点検整備記録簿、タイヤ交換作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)等の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠地において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

(補助者の権限及び職務)

第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり疑義を生じた場合又は故障若しくは事故の発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとりその指示に従うものとする。
- 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
- 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

## 第3章 車両の安全確保及び環境の保全

(日常点検)

第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。)による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。

2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

（日常点検の実施の徹底）

第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容、及び点検方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

（日常点検結果の報告等）

第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表（別紙2）に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者は、その結果を日常点検表（別紙2）に記入しなければならない。

（日常点検の結果の確認）

第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表（別紙2）により確認し運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

（定期点検整備）

第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画（以下「定期点検整備計画」）を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等によりこれを確実に実施しなければならない。

2 この場合の定期点検整備とは、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定めるもののいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。

（1）特種車や架装部分の点検整備

（2）シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

（冬用タイヤの点検整備）

第15条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ制作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

（臨時整備）

第16条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

（特定整備）

第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者による作業を依頼するものとする。

（大型車の車輪脱落事故防止措置）

（※車両総重量8ト以上又は乗務定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る）

第18条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕

を持った計画的な作業を実施するものとする。

- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイールナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。
- 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・管理一覧表（別紙3-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。
- 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記入するものとする。
- 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めに運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

#### （点検整備の記録及び保管管理）

- 第19条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検記録表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。
- 2 点検整備記録簿については、当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
  - 3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。
    - ① 日常点検記録、 タイヤ交換・増し締め作業管理一覧表 1年以上
    - ② 定期点検整備記録簿及びその写し 点検基準第4条第2項に定める期間以上
    - ③ 臨時整備の記録 点検基準第4条第2項に定める期間以上

#### （車両故障事故）

- 第20条 整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。
- 2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。
  - 3 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第4条に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし代表者は、事故の発生から24時間以内においてできる限り速やかに、自動車の使用本拠の位置を管轄する運輸支局等に速報しなければならない。

#### （車両成績の把握等）

- 第21条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また保有車両について、不正改造等により保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

#### （適正車種の選定、車両代替時期の把握等）

- 第22条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種型式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。



(燃料油脂、その他資材の管理)

- 第23条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。
- 2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

## 第4章 車庫の管理

(点検施設等の管理)

- 第24条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設、設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

## 第5章 指導教育

(整備管理者の研修)

- 第25条 運送事業者は、整備管理者であって次に掲げる者に、地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。
- (1) 整備管理者として新たに選任した者（当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者を除く）
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(補助者の指導教育)

- 第26条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・行政から提供された情報等必要に応じた内容

(従業員の指導教育)

- 第27条 整備管理者は、点検整備等整備管理者の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員、その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

## 整備管理者の補助者名簿

年 月 日

整備管理規程第2条第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

役職・氏名	所属営業所名	補助する職務の範囲
		整備管理者が不在の場合の運行可否の決定 整備管理者が不在の場合の日常点検の実施の 指導監督等日常点検に関する職務
		IT点呼を行う場合の における自動車の運行可否の決定 <span style="float: right;">営業所に</span>

# 日常点検表

別紙2

登録番号  
又は車番 \_\_\_\_\_

運行管理者(補助者)確認欄

点検実施者名  
(運転者) \_\_\_\_\_

整備管理者(補助者)確認欄

実施日                      年        月        日

	点検箇所	点検項目	点検結果 (○・×)
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキの効き	踏みしろ ブレーキの効き
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ (踏みしろ)	
	原動機 (エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
	ワイパー	※ 拭き取りの状況	
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
○ ブレーキバルブ	排気音		
エンジンルーム	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
	バッテリー	※ 液量	
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンクの液量	
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの液量	
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷
車の周りからの点検	灯火装置 (前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器、方向指示器)	点灯・点滅具合・ 汚れ・損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
	タイヤ	空気圧	
		<input type="checkbox"/> ディスク・ホイールの 取付状態	ナットの緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異常な摩耗 ※ 溝の深さ	
	○ エア・タンク	タンク内の凝水	
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバの ロッドのストローク	
※ ブレーキ・ドラムと ライニングとのすき間			
前日・前回の運行において 異常が認められた箇所			

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行う事で足りる。

○印の項目は、エア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

## タイヤ交換作業管理表

登録番号

又は車番

整備管理者(補助者)確認欄

作業実施者名

実施日                      年                      月                      日

	実施箇所	確認・作業内容	実施 ✓ 交換 ×
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取除く	
		○ ハブのはめ合い部(インロー部)のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等(JIS方式の場合は、ホイール・ナットの座面部を含む)のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないか	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷、著しいさびの発生はないかを確認	
		ホイール・ボルトに伸びはかがないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを確認	
		○ ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを確認	
		新品から一定期間(目安は4年)を経過している場合は入念に確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ねじ部に規定の油類(エンジンオイル等)を薄く塗布する	
	ホイール・ナット	ねじ部に規定の油類(エンジンオイル等)を薄く塗布する	
		※ ホイール・ナットの当たり面に規定の油類(エンジンオイル等)を薄く塗布	
		○ ホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類(//)を薄く塗布する	
ハブ	○ ハブのはめ合い部(インロー部)に規定のグリスを薄く塗布する		
取付	ホイール・ナットの締め付け	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値</span> <span>△</span> </div>	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50km～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金(ワッシャ)との当たり面には、追加塗装、エンジンオイル等の規定の油類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること(最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける)。

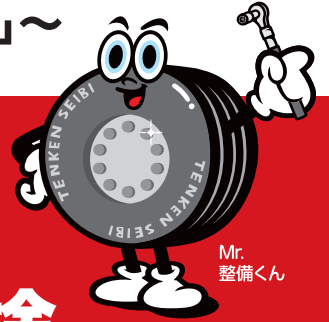
\_\_\_\_\_年分 タイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表

	登録番号又は車番	1. タイヤ交換		整備 管理者	2. 増し締め		整備 管理者	備考
		実施日	実施者		実施日	実施者		
1		/			/			
2		/			/			
3		/			/			
4		/			/			
5		/			/			
6		/			/			
7		/			/			
8		/			/			
9		/			/			
10		/			/			
11		/			/			
12		/			/			
13		/			/			
14		/			/			
15		/			/			
16		/			/			
17		/			/			
18		/			/			
19		/			/			
20		/			/			

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

# 夏 冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr. 整備くん

# お

## とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ  
唯一かつ最善な手段です。

# ち

## ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの  
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

錆びたボルト・ナット



給脂



# な

## (ナット) ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



# い

## ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/  
インジケーターの正しい使用  
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い  
左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

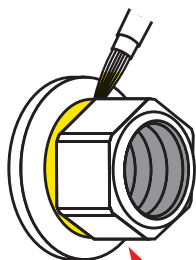
**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

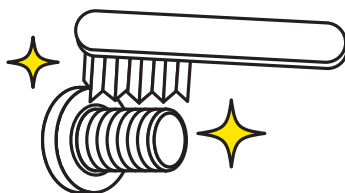
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



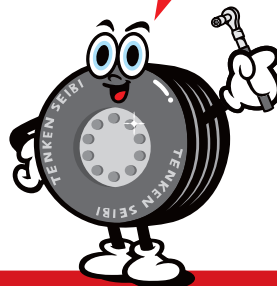
ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面 (ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)





# 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の 取り組みの強化について

## 決 議

事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めています。

また、国土交通省が本年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取り組みを実施しています。

しかしながら、警察庁統計によれば、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばい傾向で、未だ根絶には至っておりません。

特に、本年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている最中の本年7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

現在、エッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している優良な運送事業者がほとんどであるこの運送業界ですが、一方で、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
3. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、
  - ・ 会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動
  - ・ フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

令和3年9月6日

公益社団法人 全日本トラック協会  
副会長(交通対策委員長)工藤修二



## 飲酒運転に対する運転者への罰則

### 事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

#### 酒酔い運転

- 5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点  
\* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

#### 酒気帯び運転

- 3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

##### 違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき  
0.25mg以上

25点

免許取消し  
(次格期間2年)

呼気1リットルにつき  
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止  
(90日)

\*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

### 飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

#### 危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

#### 過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮  
又は100万円以下の罰金

## 飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車  
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して  
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
3日間の事業停止

事業用トラックドライバーの飲酒運転事案が相次ぐことにより「飲酒運転は運送業界全体の体質的問題」ととられかねません。また、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。



# トラック輸送がくらしと経済を支えます

国内物流の中核  
生鮮食料品が



「ありがとう」の笑顔です。  
トラックのバックミラーに映るのは、

国内貨物輸送量の9割以上を担っているトラック輸送。コロナ禍の中、物流業界は課題も目白押し、24時間稼働しています。これからも、キャッシュレス決済の普及として国民生活を支え続けるため、ライフラインの役割を果たしてまいります。

トラックは生活と経済のライフライン JTA 全日本トラック協会

**物流危機！** 深刻なドライバー不足と燃料  
トラック輸送が 危機に瀕しています。  
今後もトラックの安定した輸送力を確

## トラック輸送の運賃と燃料サーチャージ

国土交通省が告示している「標準的な運賃」は下記のとおりです

I 距離制運賃 (単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレー (20tク)
30km	17,770	20,480	26,070	32,600
50km	21,150	24,420	31,350	39,500
100km	29,600	34,280	44,550	56,600
200km	46,520	53,800	70,230	89,800

200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額

	3,380	3,870	5,070	6,500
--	-------	-------	-------	-------

500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額

	8,440	9,680	12,660	16,300
--	-------	-------	--------	--------

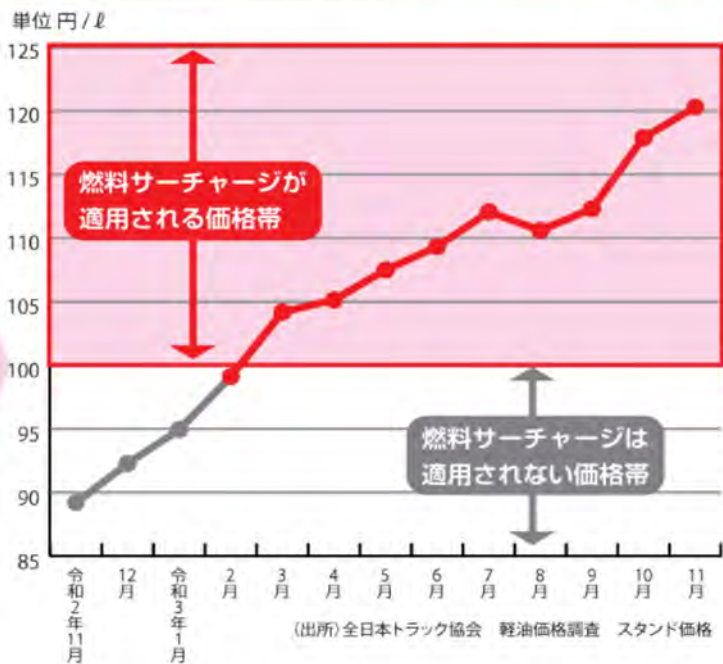
燃料サーチャージについて(参考:例) ◇算出基  
基準価  
改定条  
廃止条

## トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 (厚生労働省)



### 軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方

「標準的な運賃」では、  
軽油の基準価格は100円/ℓ  
に設定されており、それを上回ると  
燃料サーチャージが必要となります。





心的な役割を果たしているトラック輸送。輸送に携わるドライバーは、昼夜を問わず全国各地へ産業用資材まで、皆様からお預かりした大切な物資を運び、国民生活と産業活動を支えています。

料価格の高騰で

保するために

にご理解をお願いします。



トラック事業者は、下記の「標準的な運賃」を参考に、各社が適用する運賃ならびに燃料サーチャージを設定し国交省に届出を行っています。トラック事業者がお示しする運賃と待機時間料、積込料、取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、燃料サーチャージ等にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

す。 <抜粋> 中部運輸局・国土交通省告示第575号 令和2年4月24日

位：円) II 時間制運賃 (単位：円)

車種	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km			
	35,710	42,130	53,700	67,370
加算額	基礎走行キロを超える場合は10kmを増すごとに			
	280	340	510	710
基礎額	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km			
	21,430	25,280	32,220	40,420
加算額	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、 正午から起算した時間により加算額を計算する。)			
	3,430	3,590	3,850	4,550

III 運賃割増率

- 【特殊車両割増】 冷蔵車・冷凍車……………2割
- 【休日割増】 日曜祝祭日に運送した距離に限る……………2割
- 【深夜・早朝】 午後10時～午前5時までに運送した距離……………2割

IV 待機時間料

- 30分を超える場合において30分までごとに発生する金額
- 小型車 1,670円 / 中型車 1,750円
- 大型車 1,870円 / トレーラー 2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

- 積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

- 有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

- 別に定めるところにより收受

準  
格：100.0円 (スタンド価格による) 改訂する刻み幅 - 5.0円  
件：改定の刻み幅5.0円 / Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定  
件：軽油価格が100.0円 / Lを下回った時点で、翌月から廃止

○サーチャージ計算  
(距離制運賃) 走行距離 ÷ 車両の燃費 × 算出上の燃料価格上昇額 (円 / L)  
(時間制運賃) 平均走行距離 ÷ 燃費 × 算出上の燃料価格上昇額 (円 / L)

労働省 三重労働局、国土交通省中部運輸局 三重運輸支局、一般社団法人 三重県トラック協会)

安定的な輸送を確保するためには  
標準的な運賃と燃料サーチャージ等  
適正な運賃・料金の收受が必要です

## 標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提  
条件

- ・ 走行距離：1,100km (東京～福岡間) (標準的な運賃 316,590円)
- ・ 燃費：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額を仮に20円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額17.5円 (※注)

計算式

$$\begin{aligned}
 & \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)} \\
 = & \mathbf{1,100 \text{ (km)}} \div \mathbf{3.3 \text{ (km/ℓ)}} \times \mathbf{17.5 \text{ (円/ℓ)}} = \mathbf{5,834 \text{ 円}} \\
 & \text{(標準的な運賃の約2\%)}
 \end{aligned}$$

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格100円～105円は「算出上の燃料価格上昇額」が2.5円とされています。以降価格が5円上昇することに「算出上の燃料価格上昇額」も5円上昇するよう規定されています。そのため、20円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は17.5円となります。



# 過積載



# STOP

**過積載は重大な事故につながる違反行為です！**

「安心・安全」や「道路構造物の保全」・「環境」のためにも過積載防止にご協力願います。

三重県過積載防止対策連絡会議

参加  
行政機関

三重県警察本部・三重県  
中部地方整備局三重河川国道事務所  
中部運輸局三重運輸支局

事務局

中部運輸局三重運輸支局  
津市雲出長常町字六ノ割1190-9  
電話：(059) 234-8411

一般社団法人三重県トラック協会